

新宿經濟研究所

*Shinjuku Economic Research Institute*

---

# 最新金融規制動向（自己資本比率編）

---

資料作成日：2021年12月1日  
新宿經濟研究所 代表社員社長 岡本 修  
[okamoto@shinjuku-keizai.com](mailto:okamoto@shinjuku-keizai.com)

目次

<b>1</b>	<b>流れでわかる金融規制</b> .....	<b>4</b>	① 内部格付手法の主な修正点.....	28	
(1)	バーゼル規制の沿革.....	4	② A-IRBの適用制限.....	28	
①	金融機能と規制の必要性.....	4	③ パラメーター・フロア.....	29	
②	バーゼルIIIへの経緯.....	5	<b>(4) その他の修正点等</b> .....	<b>30</b>	
(2)	日本国内の規制上の枠組み.....	6	① CVAリスク・フレームワークの概要.....	30	
(3)	現在のバーゼル規制の枠組み.....	7	② オペレーショナル・リスクの概要.....	30	
①	バーゼルIIの「3本柱」.....	7	③ レバレッジ比率の概要.....	31	
②	バーゼルIII規制と最低自己資本比率規制.....	7	④ アウトプット・フロア.....	31	
③	第1の柱「自己資本比率規制」の沿革.....	8	<b>(5) 本邦金融庁の整備方針</b> .....	<b>32</b>	
④	リスクウェイトの計算.....	9	① 金融庁の文書.....	32	
⑤	リスクアセット.....	9	② 信用リスク・標準的手法(SA).....	32	
⑥	第2の柱..エラー! ブックマークが定義されていません。		③ 内部格付手法.....	34	
⑦	「銀行勘定」とは?エラー! ブックマークが定義されて		④ 信用評価調整(CVA)リスク.....	34	
	いません。		⑤ マーケット・リスク.....	35	
(4)	統合されたバーゼル枠組み.....	10	<b>3</b>	<b>銀行自己資本告示案</b> .....	<b>36</b>
(5)	最新金融規制動向.....	11	(1)	告示案の公表.....	36
<b>2</b>	<b>バーゼルIII最終化</b> .....	<b>12</b>	(2)	信用リスク・アセット.....	36
(1)	バーゼルIII最終化文書の概要.....	12	①	資本フロア.....	36
①	バーゼルIIIの「最終化」とは?.....	12	②	デュー・ディリジェンス分析.....	37
②	バーゼルIIIの各種論点と規制文書との関係.....	13	③	リスク・ウェイト判定の全般的留意点.....	37
③	標準的手法の考え方.....	13	④	リスク・ウェイトの総括表.....	38
④	標準的手法の個別エクスポージャーの概要.....	14	⑤	金融機関向けエクスポージャー.....	40
⑤	リスク・ウェイト表.....	15	⑥	証券会社、保険会社等.....	42
(2)	個別エクスポージャー.....	16	⑦	法人等向けエクスポージャー.....	42
①	デューデリジェンスの実施.....	16	⑧	不動産向けエクスポージャー.....	44
②	ソブリン.....	17	⑨	劣後債、株式等.....	47
③	地方政府などのPSE.....	17	⑩	カバードボンド.....	47
④	国際開発銀行(MDB).....	17	⑪	おもな経過措置.....	47
⑤	銀行向けエクスポージャー.....	18	<b>(3)</b>	<b>マーケット・リスク</b> .....	<b>48</b>
⑥	カバードボンド(略).....	19	①	トレーディング勘定の設置.....	48
⑦	コーポレート向けエクスポージャー.....	20	②	バンキング勘定.....	49
⑧	株式等エクスポージャー.....	22	③	外国為替リスクの計算.....	49
⑨	リテール・エクスポージャー.....	22	④	【参考】現行のルール.....	50
⑩	不動産エクスポージャー.....	24	⑤	マーケット・リスク相当額不算入の特例.....	50
⑪	その他の取扱い.....	27	⑥	【参考】GHOSプレス・リリース.....	51
(3)	内部格付手法の概要.....	28			

## < 図表索引 >

- 図表 1-1-1 預金取扱金融機関の3大機能 ..... 4
- 図表 1-1-2 バーゼル規制の概要 ..... 4
- 図表 1-1-3 バーゼル規制の沿革 ..... 5
- 図表 1-1-4 金融危機後の影響の例 ..... 5
- 図表 1-2-1 「バーゼル規制」が適用される金融機関と検査法等 ..... 6
- 図表 1-2-2 さまざまな告示、指針等（代表的なもの例） ..... 6
- 図表 1-3-1 バーゼルⅢの「3本柱」 ..... 7
- 図表 1-3-2 各種比率 ..... 7
- 図表 1-3-3 2021年3月末現在・国際統一基準行一覧 ..... 7
- 図表 1-3-4 最低自己資本比率規制 ..... 8
- 図表 1-3-5 パッファ規制 ..... 8
- 図表 1-3-6 バーゼル規制の「第1の柱」 ..... 8
- 図表 1-3-7 エクスポージャーとリスクアセットの違い ..... 9
- 図表 1-3-8 自己資本比率とリスクアセットの関係①（概念図） ..... 9
- 図表 1-3-9 自己資本比率とリスクアセットの関係②（概念図） エラー! ブックマークが定義されていません。 ..... 9
- 図表 1-3-10 4つの主要原則 ..... エラー! ブックマークが定義されていません。 ..... 10
- 図表 1-3-11 早期対応措置と早期警戒制度の概要 ..... エラー! ブックマークが定義されていません。 ..... 10
- 図表 1-3-12 自己資本と3本柱の関係 ..... エラー! ブックマークが定義されていません。 ..... 10
- 図表 1-3-13 パンキングとトレーディング ..... エラー! ブックマークが定義されていません。 ..... 10
- 図表 1-4-1 バーゼルⅢの各種論点と規制文書との関係 ..... 10
- 図表 1-4-2 14の原則 ..... 10
- 図表 1-5-1 主な金融規制の流れ ..... 11
- 図表 2-1-1 最終規則文書の位置付け ..... 12
- 図表 2-1-2 新規則はいつから適用されるのか? ..... 12
- 図表 2-1-3 コロナ禍による適用延期 ..... 12
- 図表 2-1-4 バーゼルⅢの各種論点と規制文書との関係 ..... 13
- 図表 2-1-5 標準的手法に関する規定一覧 ..... 13
- 図表 2-1-6 個別エクスポージャーの概要と該当項 ..... 14
- 図表 2-1-7 SAのリスク・ウェイト表 ..... 15
- 図表 2-2-1 デューデリジェンスの概要 ..... 16
- 図表 2-2-2 ソプリンのリスク・ウェイト ..... 17
- 図表 2-2-3 PSE ..... 17
- 図表 2-2-4 MDB ..... 17
- 図表 2-2-5 銀行向けエクスポージャーの変更点 ..... 18
- 図表 2-2-6 バーゼルⅢ最終化文書のルール ..... 18
- 図表 2-2-7 ECRAに基づくリスク・ウェイト ..... 19
- 図表 2-2-8 SCRAに基づくリスク・ウェイト ..... 19
- 図表 2-2-9 SCRAにおける「グレードA~C」 ..... 19
- 図表 2-2-10 コーポレート向けエクスポージャーの範囲 ..... 20
- 図表 2-2-11 リスク・ウェイトの決定（原則） ..... 20
- 図表 2-2-12 中小企業の範囲とリスク・ウェイト ..... 21
- 図表 2-2-13 SL ..... 21
- 図表 2-2-14 無格付のSL ..... 21
- 図表 2-2-15 株式等エクスポージャーの修正点 ..... 22
- 図表 2-2-16 リテール・エクスポージャーの範囲 ..... 22
- 図表 2-2-17 「75%リスク・ウェイト」の3要件 ..... 23
- 図表 2-2-18 それ以外のリスク・ウェイト ..... 23
- 図表 2-2-19 不動産エクスポージャー ..... 24
- 図表 2-2-20 不動産エクスポージャーの分類 ..... 24
- 図表 2-2-21 居住用リテール・エクスポージャー① ..... 25
- 図表 2-2-22 居住用リテール・エクスポージャー② ..... 25
- 図表 2-2-23 商業用不動産① ..... 26

- 図表 2-2-24 商業用不動産② ..... 26
- 図表 2-2-25 ADC ..... 26
- 図表 2-2-26 通貨のミスマッチに関する乗数調整 ..... 27
- 図表 2-2-27 オフバランスシート項目 ..... 27
- 図表 2-3-1 内部格付手法の主な修正点 ..... 28
- 図表 2-3-2 A-I RBの適用制限 ..... 28
- 図表 2-3-3 PD、LGDのフロア ..... 29
- 図表 2-3-4 EADフロア ..... 29
- 図表 2-4-1 CVARリスク・フレームワークの概要 ..... 30
- 図表 2-4-2 オペレーショナル・リスクの概要 ..... 30
- 図表 2-4-3 G-S I Bとレバレッジ・パッファ ..... 31
- 図表 2-4-4 アウトプット・フロア（※コロナによる延期適用前） ..... 31
- 図表 2-5-1 金融庁「最終化されたバーゼルⅢの国内実施に関する規制方針案」 ..... 32
- 図表 2-5-2 信用リスク・標準的手法（SA） ..... 32
- 図表 2-5-3 信用リスク・内部格付手法（IRB） ..... 34
- 図表 2-5-4 CVARリスク ..... 34
- 図表 2-5-5 マーケット・リスク相当額の国内における取扱い ..... 35
- 図表 3-1-1 金融庁の公表物（銀行自己資本比率告示・第1の柱部分のみ） ..... 36
- 図表 3-2-1 資本フロア（72.5%） ..... 36
- 図表 3-2-2 「標準的な手法で算出した所要自己資本」の意味 ..... 36
- 図表 3-2-3 デュー・デリジェンス分析（第48条の2） ..... 37
- 図表 3-2-4 【ほぼ変更なし】全般的な信用リスク・アセット算出ルール ..... 37
- 図表 3-2-5 リスク・ウェイト総括表 ..... 38
- 図表 3-2-6 カントリー・リスク・スコアを使う場合 ..... 39
- 図表 3-2-7 特定の資産に対するリスク・ウェイトの特例 ..... 39
- 図表 3-2-8 格付等と無関係に決定されるリスク・ウェイト ..... 39
- 図表 3-2-9 金融機関向けエクスポージャー ..... 40
- 図表 3-2-10 金融機関向けエクスポージャーの定義等 ..... 40
- 図表 3-2-11 外部格付が使えない場合のグレード別リスク・ウェイト ..... 40
- 図表 3-2-12 グレードA ..... 41
- 図表 3-2-13 グレードB・グレードC ..... 41
- 図表 3-2-14 証券会社、保険会社など ..... 42
- 図表 3-2-15 法人等向けエクスポージャーの定義とリスク・ウェイトに関する考え方 ..... 42
- 図表 3-2-16 格付に応じたリスク・ウェイト（第65条第1項） ..... 42
- 図表 3-2-17 リスク・ウェイト75%要件 ..... 43
- 図表 3-2-18 リスク・ウェイト45%要件 ..... 43
- 図表 3-2-19 特定貸付権（SL） ..... 43
- 図表 3-2-20 LTV比率とその要件（第68条第4項等） ..... 44
- 図表 3-2-21 LTV比率算出に関する国内行の特例（第70条の5） ..... 44
- 図表 3-2-22 自己居住用不動産向けエクスポージャー（第68条） ..... 44
- 図表 3-2-23 自己居住用不動産向けエクスポージャーの適格性要件（第68条第3項） ..... 45
- 図表 3-2-24 国内基準行である標準的手法採用行の容認規定（第68条の2） ..... 45
- 図表 3-2-25 賃貸用不動産向けエクスポージャー（第69条） ..... 45
- 図表 3-2-26 賃貸用不動産向けエクスポージャーの適格性要件（第69条第3項） ..... 45
- 図表 3-2-27 賃貸用不動産向けエクスポージャーの国内基準行の例外（第69条の2） ..... 46
- 図表 3-2-28 商業用不動産関連エクスポージャー（第70条） ..... 46
- 図表 3-2-29 その他不動産関連エクスポージャー（第70条の2） ..... 46
- 図表 3-2-30 ADC向けエクスポージャー ..... 46
- 図表 3-2-31 劣後債、株式等（第75条の2、第76条） ..... 47
- 図表 3-2-32 カバードボンド向けエクスポージャーが無格付である場合 ..... 47
- 図表 3-2-33 資本フロア、株式のリスク・ウェイト等（附則第5条・第10条等） ..... 47
- 図表 3-3-1 マーケットリスクの算出対象業務に外国為替ポジションルールを追加 ..... 48
- 図表 3-3-2 トレーディング勘定 ..... 48
- 図表 3-3-3 パンキング勘定に分類するケース ..... 49
- 図表 3-3-4 外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額の算出方法（第296条の2） ..... 49
- 図表 3-3-5 自己資本比率の計算式 ..... 50
- 図表 3-3-6 マーケット・リスク相当額不算入の特例 ..... 50

## < 【重要】当資料のご利用にあたって >

当社はいかなる場合でも、当資料を直接・間接に入手した利用者に対して損害賠償責任を負うものではなく、当資料利用者の当社等に対する損害賠償請求権は明示的に放棄されているものとします。また、著作権はすべて当社等に帰属します。商用、非商用等を問わず、当資料を無断で引用または複製することを禁じます。

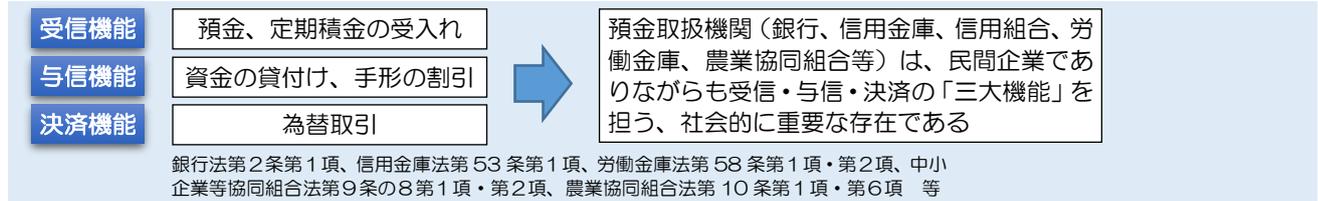
# 1 流れでわかる金融規制

## (1) バーゼル規制の沿革

### ① 金融機能と規制の必要性

銀行を初めとする預金を取り扱う金融機関（いわゆる「預金取扱金融機関」）は、民間企業でありながらも、一般大衆から預金を受け入れ、貸出金や有価証券といった投融資を通じて信用創造を行うとともに、為替・振替等の決済システムの一翼を担っています。このため、預金取扱金融機関は、決済機能という社会インフラを担っているだけでなく、いわば経済を成長させる「リスク・テイカー」として社会的に重要な存在です。

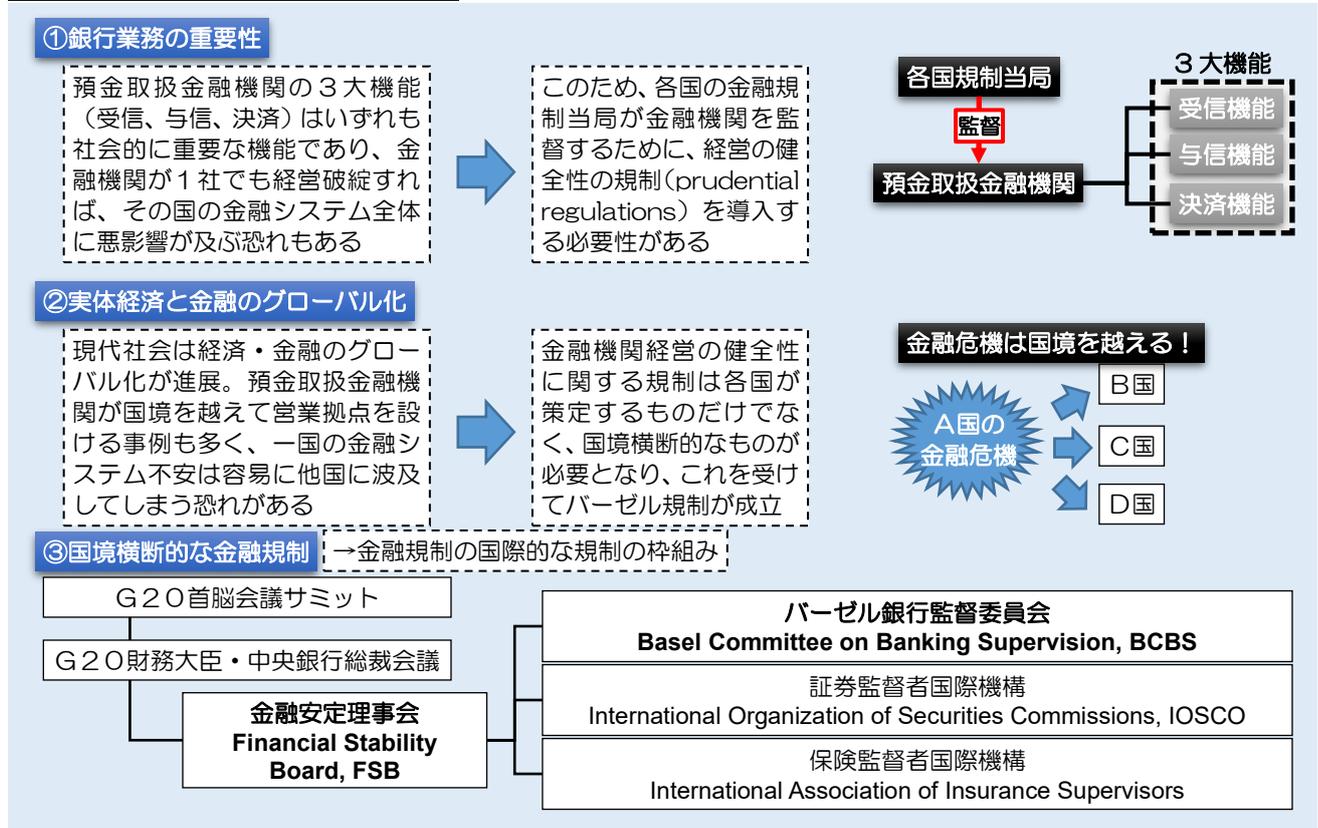
■図表1-1-1 預金取扱金融機関の3大機能



(出所) 当社作成

これに加えて、実体経済と金融市場のグローバル化を受け、各国の金融システム危機が他国に波及する危険性は高まっています。このため、世界を横断する統一的な金融規制が必要不可欠となり、国際決済銀行（BIS）に事務局を置くバーゼル銀行監督委員会（BCBS）による、銀行等の金融機関に対する最低自己資本比率規制等が成立しました。当資料では、これを「バーゼル規制」と呼びます。

■図表1-1-2 バーゼル規制の概要



(出所) 当社作成

② バーゼルⅢへの経緯

当資料で取り扱う「バーゼル規制」とは、スイス連邦バーゼル市に本部を置く国際決済銀行（Bank for International Settlements, BIS）の中に事務局を置く「バーゼル銀行監督委員会」（Basel Committee on Banking Supervision, BCBS）が策定する、預金取扱金融機関の健全性に関する一連の規則をさすこととします。このバーゼル規制とは、もともとはラテンアメリカの不良債権問題によって米国を中心とした金融危機が発生した経験をもとに、銀行の破綻が世界的なシステミックリスクに伝播しないための枠組みとして定められたものです。その後も金融市場の動向等を踏まえ、数次にわたる改訂がなされています。

■図表1-1-3 バーゼル規制の沿革

時期	内容	備考
1988年7月	バーゼル自己資本合意の公表	のちに「バーゼルⅠ」と俗称される
1992年12月	バーゼル自己資本合意の経過措置終了	—
1997年12月	マーケット・リスク規制実施	日本では1998年3月末から
1999年7月	バーゼル自己資本合意改訂の第一次市中協議案公表	いわゆる「バーゼルⅡ」、あるいは「新BIS」
2004年6月	バーゼルⅡ最終規則公表	—
2007年1月	バーゼルⅡ適用開始	日本では2007年3月末から
2009年7月	バーゼル2.5公表	—
2009年12月	バーゼル規制に関する市中協議文書公表	のちの「バーゼルⅢ」
2010年12月	バーゼルⅢテキスト公表	—
2011年12月	バーゼル2.5適用開始	—
2013年1月	バーゼルⅢ段階適用開始	—
2014年3月	日本国内でいわゆる「国内バーゼルⅢ」開始	—
2017年12月	「バーゼルⅢ最終規則文書」の公表	2022年⇒コロナにより2023年以降の適用
2023年1月	バーゼルⅢ最終化の段階適用開始（予定）	※コロナ禍により2022年から延期

（出所） 当社作成

1988年に公表された「バーゼル自己資本合意」は、1990年代を通じて日本の金融機関の行動にも非常に大きな影響を与えました。一方、1990年代後半に入ると、銀行の活動が伝統的な与信業務だけでなく市場リスク分野にも拡大。デリバティブ市場の急速な拡大などを受けて、市場リスク管理が新たな規制面での課題となりました。これを受けて1997年にマーケット・リスク規制が導入されたものの、金融機関の巨大化とIT化、国際化などの進展を受けて、バーゼルⅠでは金融実務のリスク補足に限界が生じました。そして、これに対応するために2007年以降、バーゼル第2次規制（俗に「新BIS」、あるいは「バーゼルⅡ」）が導入されることになりました。しかし、2007年に発生した「サブプライム危機」や2008年の「リーマン・ショック」を受けて、バーゼルⅡの枠組みでもリスク補足が不十分な部分が露見しました。これを受けてBCBSは2009年に、証券化商品の規制強化等を柱としたバーゼルⅡの部分補強である「バーゼル2.5」、そして2010年には「バーゼルⅢ」テキストを相次いで公表しています。

■図表1-1-4 金融危機後の影響の例



（出所） 当社作成

## (2) 日本国内の規制上の枠組み

「バーゼル規制」とは、国際的な合意に基づいて“Bank”に対して適用されるものですが、この“Bank”の定義・範囲には、所在国によって細かい違いが存在します。日本国内法で「バーゼル規制」が適用される主体を概観しておきましょう。

■図表1-2-1 「バーゼル規制」が適用される金融機関と根拠法等

略称	業態	根拠法	金融庁等が定める自己資本告示
銀行告示	銀行	銀行法第14条の2	銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準
持株告示	銀行持株会社	銀行法第52条の25	銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準
信金告示	信用金庫及び信用金庫連合会	信用金庫法第89条第1項	信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準
信組告示	信用協同組合及び信用協同組合連合会	協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項	協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準
労金告示	労働金庫及び労働金庫連合会	労働金庫法第94条第1項	労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準
農中告示	農林中央金庫	農林中央金庫法第56条第1号	農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準
農協告示	農業協同組合	農業協同組合法第11条の2第1項第1号	農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準
漁協告示	漁業協同組合	水産業協同組合法第11条の6第1項第1号	漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準
商中告示	株式会社商工組合中央金庫	株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項	株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準
最終指定告示	一定要件を満たす証券会社	金融商品取引法第57条の17第1項	最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準

(出所) 法令及び金融庁。なお、「略称」欄の呼称は当社が便宜上設定したもの。

■図表1-2-2 さまざまな告示、指針等(代表的なもの例)

第1の柱	最低所要自己資本比率	自己資本比率規制に関するQ&A
	適格格付機関等を定める告示	
第2の柱等	主要行等向けの総合的な監督指針	レバレッジ比率に関するQ&A
	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針	
流動性レバレッジTLAC等	レバレッジ比率に関する告示	レバレッジ比率に関するQ&A
	流動性比率(LCR)	流動性比率に関するQ&A
	TLAC規制に関する告示	TLAC規制に関するQ&A

(出所) 当社作成

### (3) 現在のバーゼル規制の枠組み

#### ① バーゼルⅡの「3本柱」

現在のバーゼル規制の具体的な内容は、どのようなものでしょうか。現在のバーゼル規制は「バーゼルⅢ」と呼ばれていますが、大きな枠組みはバーゼルⅡ時代の「3本柱の規制」を引き継いでいます。

■図表1-3-1 バーゼルⅡの「3本柱」

第1の柱 最低自己資本比率規制	リスク・アセットに対して一定水準以上の自己資本を維持することを義務付ける規制。強行法規的側面を持つことから、「ハード・リミット」とも呼ばれる
第2の柱 金融機関の自己管理	市場リスク管理や大口与信等、信用リスクの枠組みでは補足しきれないリスクの把握・管理を金融機関の自己管理に委ねつつ、監督上の検証を加えるもの。アウトライヤー基準等は存在するものの、いわば「ソフト・リミット」としての位置付け
第3の柱 金融機関への市場規律	ディスクロージャーなどを通じて金融機関に対する市場の規律を確保する仕組み

(出所) 当社作成

自己資本比率規制の枠組み自体、既に「バーゼルⅢ」に移行していますが、現在のところ、BCBSはこの「3本柱の規制の枠組み」については基本的に維持し、強化する方向にあります。

■図表1-3-2 各種比率

自己資本比率	= $\frac{\text{自己資本}}{\text{リスクアセット}}$	自己資本比率は常に一定水準以上に維持されなければならない、とする規制。自己資本の定義や維持すべき自己資本比率の水準は金融機関の業態、規模等に応じて異なる
レバレッジ比率	= $\frac{\text{自己資本}}{\text{総エクスポージャー}}$	RWAでは測定し切れないバランスシートの規模を規制するルールであり、まずは銀行のレバレッジの規模を開示させ、国際統一基準行に対しては3%の最低水準を設定している
アウトライヤー比率	= $\frac{\text{銀行勘定の金利リスク}}{\text{自己資本}}$	一定の方法で測定した「銀行勘定の金利リスク」の水準が、国際統一基準行の場合はTier 1資本の15%以内、国内基準行の場合は自己資本の20%以内に留まっているかをチェックする基準

(出所) 当社作成

#### ② バーゼルⅢ規制と最低自己資本比率規制

2020年3月末時点における「国際統一基準行」は次の通りです。

■図表1-3-3 2021年3月末現在・国際統一基準行一覧

区分	会社名		数
大手銀行	みずほフィナンシャルグループ	みずほ銀行／みずほ信託銀行	4グループ
	三井住友フィナンシャルグループ	三井住友銀行	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	三菱UFJ銀行／三菱UFJ信託銀行	
	三井住友トラスト・ホールディングス	三井住友信託銀行	
地方銀行	群馬銀行、千葉銀行、横浜銀行、八十二銀行、静岡銀行、滋賀銀行、中国銀行、山口銀行、伊予銀行、北國銀行		10銀行
第二地銀	名古屋銀行		1銀行
協同組織等	農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫		2法人
証券会社	野村ホールディングス、大和証券グループ本社		2社

(出所) 当社作成

なお、自己資本比率告示が適用される日において、日本国外に銀行告示上の「営業拠点」を置いていない預

金取扱金融機関は、国内基準行です。ただし、信用リスク・アセットの計算において、「内部格付手法」(Internal Rating internal Based approach, IRB)を採用している銀行に対しては、部分的に国際統一基準行の規制が適用されます。

■図表1-3-4 最低自己資本比率規制

区分		自己資本の主な構成	国際統一基準行	国内基準行	
				内部格付手法	標準的手法
バーゼルII	自己資本比率	Tier 1 + Tier 2	8%以上	8%以上	4%以上
バーゼルIII (国際)	CET1比率	CET1	4.5%以上	4.5%以上	—
	T1比率	T1(=CET1+AT1)	6%以上	—	—
	自己資本比率	T1 + T2	8%以上	—	—
バーゼルIII (国内)	自己資本比率	コア資本	—	4%以上	4%以上

(出所) 当社作成

これに加え、国際統一基準行に該当した場合や、一定以上の規模を有する金融機関である場合などには、追加で自己資本比率を積み増すことが求められます。

■図表1-3-5 バッファ規制

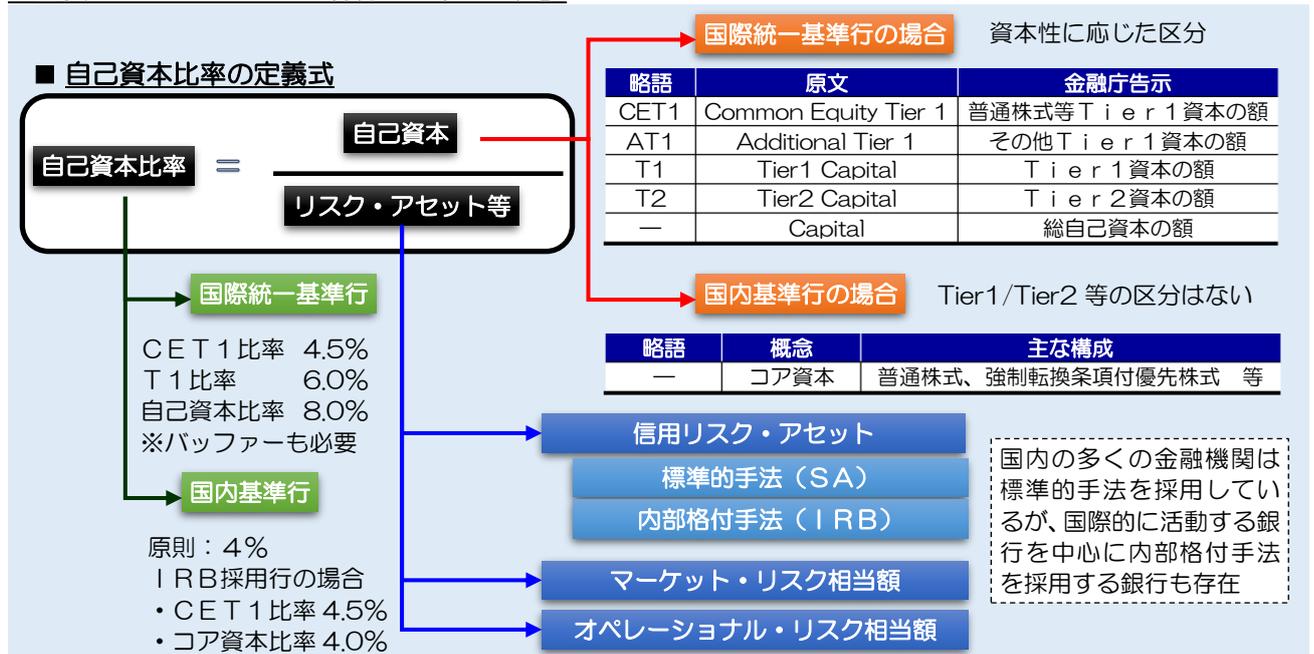
区分		CET1部分	T1全体	総自己資本
最低自己資本比率		4.5%	6%	8%
国際統一基準行に対するバッファ	資本保全バッファ	2.5%	—	—
	カウンター・シクリカル・バッファ	0~2.5%	—	—
最低自己資本比率+バッファ		7.0~9.5%	8.5~11%	10.5~13%
SIBバッファ	D-SIBに該当した場合の追加負荷	0.5%~	—	—
	G-SIBに該当した場合の追加負荷	1~3.5%	—	—
最低自己資本比率+バッファ+SIBバッファ		7.5~13%	9~14.5%	11~16.5%

(出所) 金融庁告示等より、当社作成

### ③ 第1の柱「自己資本比率規制」の沿革

バーゼル規制は別名「自己資本比率規制」とも俗称されていますが、ここでいう自己資本比率規制とは、リスク・アセットに対する一定以上の資本を維持することを預金取扱金融機関に義務付けるもので、バーゼルII規制では「第1の柱」に位置付けられます。

■図表1-3-6 バーゼル規制の「第1の柱」



(出所) 当社作成

ここで、「国際統一基準行」とは、日本の法律で設立された預金取扱金融機関のうち、日本国外に支店や銀行子会社等を有している金融機関、「国内基準行」とはそれ以外の金融機関をさします（銀行告示第2条）。

#### ④ リスクウェイトの計算

■図表1-3-7 エクスポージャーとリスクアセットの違い

**「エクスポージャー」と「リスクアセット」の違い**

<b>総エクスポージャー</b>	エクスポージャーとは投資している金額（※時価の場合と帳簿価額の場合がある）
<b>信用リスクアセット (RWA)</b>	リスクアセットとは個々のエクスポージャーにリスクウェイトを乗じた金額 なお、アルファベットでRWA (Risk Weighted Asset) と呼ぶこともある

たとえば、総資産が1.3兆円の銀行があったとして、各エクスポージャーの金額とそれらに対応するリスクウェイトが右図のとおり与えられていたとする

	アセットクラス	エクスポージャー	リスクウェイト	リスクアセット
預け金	金・紙幣・貨幣	1000億円	0%	0円
	中央銀行向け	1000億円	0%	0円
	金融機関向け	1000億円	20%	200億円
有価証券	国債	1000億円	0%	0円
	地方債	1000億円	0%	0円
	格付BBBの社債	1000億円	100%	1000億円
	株式	1000億円	100%	1000億円
	証券化・最劣後	1000億円	1250%	1兆2500億円
貸出金	中央政府向け	1000億円	0%	0円
	地方政府向け	1000億円	0%	0円
	事業法人向け	1000億円	100%	1000億円
	リテール	1000億円	75%	750億円
	不動産	1000億円	100%	1000億円
	合計	1兆3000億円		1兆7450億円

総エクスポージャーは単純にエクスポージャーを積み上げたものであり、信用リスクアセットは各エクスポージャーにリスクウェイトを乗じたものの総和として求められる

この設例だと、1250%のリスクウェイトが適用される「証券化・最劣後」が資産に存在しているため、結果的に「信用リスクアセット」の額は「総エクスポージャー」の額を上回っている

(出所) 当社作成

#### ⑤ リスクアセット

自己資本比率は「自己資本÷リスクアセット」で求められます。このため、同じ自己資本であってもリスクアセットの額を抑えることができれば自己資本比率を高めることができます。

■図表1-3-8 自己資本比率とリスクアセットの関係① (概念図)

自己資本比率は「自己資本÷リスクアセット」で求められる。

**自己資本比率 = 自己資本 ÷ リスクアセット**

自己資本8兆円、リスクアセット100兆円の銀行が存在したとすれば、その銀行の自己資本比率は8%である。

**8% = 8兆円 ÷ 100兆円**

この銀行のリスクアセットの額が50兆円に圧縮されれば、自己資本比率は16%に上昇する。

**16% = 8兆円 ÷ 50兆円**

信用リスクアセットの額の算出方法

- 標準的手法 (SA)
- 基礎的内部格付手法 (F-IRB)
- 先進的内部格付手法 (A-IRB)

(出所) 当社作成

### (4) 統合されたバーゼル枠組み

バーゼル規制は年々、さまざまなルールが公表されることで、次第にルールなどの本数が増えてきており、論点によってはさまざまなPDFファイルなどを参照する必要があります。

■図表1-4-1 バーゼルⅢの各種論点と規制文書との関係

自己資本の定義	バーゼルⅢテキスト 原題: Basel III: A global regulatory framework for more resilient banks and banking systems URL: <a href="https://www.bis.org/publ/bcbs189.pdf">https://www.bis.org/publ/bcbs189.pdf</a> バーゼルⅢの最終化 原題: Finalising post-crisis reforms URL: <a href="https://www.bis.org/bcbs/publ/d424.pdf">https://www.bis.org/bcbs/publ/d424.pdf</a> カウンターパーティ信用リスクの標準的手法 (SA-CCR) 原題: The standardised approach for measuring counterparty credit risk exposures URL: <a href="https://www.bis.org/publ/bcbs279.pdf">https://www.bis.org/publ/bcbs279.pdf</a> 証券化フレームワークの見直し 原題: Revisions to the securitisation framework URL: <a href="https://www.bis.org/bcbs/publ/d374.pdf">https://www.bis.org/bcbs/publ/d374.pdf</a> 中央清算機関に対するエクスポージャーの取扱い 原題: Capital requirements for bank exposures to central counterparties URL: <a href="https://www.bis.org/publ/bcbs282.pdf">https://www.bis.org/publ/bcbs282.pdf</a> 銀行のファンドを通じたエクイティ投資の取扱い 原題: Capital requirements for banks' equity investments in funds URL: <a href="https://www.bis.org/publ/bcbs266.pdf">https://www.bis.org/publ/bcbs266.pdf</a>
信用リスク・アセットの標準的手法	
信用リスク・アセットの内部格付手法	
CVAリスク	
デリバティブ等のカウンターパーティ信用リスクの標準的測定方法	
証券化商品の信用リスク・アセット	
CCP向けエクスポージャー	
ファンドを通じたエクイティ投資の取扱い	

(出所) 最終規制文書より当社作成

こうした状況を受け、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)は14の規則(standards)から構成され、章(chapters)に分けた「統合されたバーゼル枠組み」なる概念を提唱しています。

■図表1-4-2 14の原則

これまでバーゼル基準は国際決済銀行のウェブサイト上に pdf 形式の規則文書として公表されていたこれらの規則文書は、これまで既存規則の差し替えや一部改訂、新規の公表を通じて、拡充されてきた

14の規則 (Standards)	
SCO 適用範囲と定義	LCR 流動性カバレッジ比率
CAP 自己資本の定義	NSF 安定調達比率
RBC 所要自己資本要件	LEX 大口与信規制
CRE 信用リスクのリスクアセット計測	MGN マージン規制
MAR マーケット・リスクのリスクアセット計測	SRP 監督上のレビュー・プロセス
OPE オペレーショナル・リスクのリスク・アセット計測	DIS 開示要件
LEV レバレッジ比率	BCP 実効性のある銀行監督のための諸原則

※ 「SPR (監督上のレビュー・プロセス) には、「銀行勘定の金利リスク」(IRRBB) や「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」など、第2の柱のもとでバーゼル基準として扱われるものが含まれている

(出所) 金融庁・2019年4月付『「統合されたバーゼル枠組み」に関する市中協議文書の公表について』より当社作成

## (5) 最新金融規制動向

2008年の金融危機を契機に、国際的な当局による金融規制の変革が進行しています。

■図表1-5-1 主な金融規制の流れ

項目	主な内容	対象	導入時期	
バーゼルⅢテキスト等	バーゼルⅢ規制 (国際統一基準行)	自己資本比率の「分子」を中心に、CET1、AT1、T2などの概念を導入し、併せてCET1規制を強化するもの。また、デリバティブ等に関するCVA等の規制も導入	国際行	2013年
	国内バーゼルⅢ規制 (国内基準行)	国際統一基準行に対するバーゼルⅢの導入を受けて、国内行についてもそれと平仄を併せる規制を導入するもの。ただし、自己資本の定義はバーゼルⅡ規制時代と比べて簡素化されている	国内行	2014年
	資本バッファー	国際統一基準行における資本バッファー(資本保全バッファー比率とカウンター・シクリカル・バッファー比率の合計値)	国際行	2016年
	レバレッジ規制	リスク・アセット・ベースではない、自己資本に対するバランス・シートの規模を規制する比率。当面の要求水準は3%以上	国際行	2018年
	LCR	主に国際統一基準行を対象に、短期的な預金流出リスクを規制するもの	国際行	2015年
	NSFR	流動性のない資産を保有する際に安定的な調達を義務付けるもの	国際行	2021年9月
	バーゼルⅢ最終化 (信用リスクの見直し)	標準的手法に基づく信用リスク・アセットの計算方法について全面的に見直すとともに、内部格付手法についても部分的見直しを加える(エクイティのリスク・ウェイト等について経過措置あり)	すべての金融機関	2022年3月 →国際行 2023年3月
バーゼルⅢ最終化 (資本フロア)	内部モデル方式を採用するすべての計算方式について、標準的手法によるものに対して72.5%のフロアを設けるもの(経過措置あり)	内部格付手法採用行等	国内行 2024年3月	
BOBS・その他の論点	銀行勘定の金利リスク(IRRB)	現行「第二の柱」の対象とされている銀行勘定における金利リスクについて、「第二の柱」の位置付けのまま規制を強化するもの	国際行 国内行	2018年 2019年
	オペレーショナル・リスクの見直し	オペレーショナル・リスクに関する基礎的手法について見直すとともに先進的手法を廃止する	国際行 国内行?	2022年 →2023年
	証券化商品規制	バーゼルⅡ規制における証券化商品に関する外部格付への機械的な依存やクリップ効果の緩和等を目的とした証券化商品規制の見直し	国際行 国内行	2018年
	SACCR モデル導入	現行のデリバティブ等の信用リスク・アセットを計算する「カレント・エクスポージャー方式」(CEM)に代わり、信用リスク削減手法を内包した「標準的な」デリバティブ等の信用リスク・アセット計算手法。日本の場合、国際統一基準行、内部格付手法採用行を含め、適用除外規定が広く設けられている	すべての金融機関	2018年
	マーケット・リスク 規制の強化	トレーディング勘定とバンキング勘定との間の「資本アービトラージ」を抑制するもの。部分的に会計基準上の保有目的区分の無効化も含む	特定取引勘定設置行等	2019年
大口与信規制	現行「第二の柱」の対象とされている大口エクスポージャー等に関するソフト・リミット規制を、「第一の柱」のハード・リミット規制に変更するもの。本邦「大口信用供与等規制」の最終化にあわせてファンドのルックスルー等の規定についても盛り込む	すべての金融機関	2019年	
その他規制	大口信用供与等 規制	銀行法第13条に定める信用供与等規制の大幅な強化と対象範囲の拡大。なお、国際的な大口与信規制との統合を踏まえ、ファンドのルックスルー等の取扱い等、導入が見送られた項目も。	すべての金融機関	2019年
	デリバティブ規制	一定の店頭デリバティブ取引に関する中央清算機関(CCP)への清算集中義務と、非中央清算デリバティブに関する証拠金(VM/IM)規制	想定元本3000億円以上の銀行等	2012年～
	米FATCA対応	米国居住者の外国税務コンプライアンス(FATCA)法。わが国では不同意米口座及び不参加金融機関へ支払われた外国報告対象金額についての情報を国税庁等に提供する仕組みが存在	すべての金融機関	2015年～
	G-SIBsに対するTLAC規制	G-SIBsに該当した場合の資本賦課(上記資本バッファーに追加)。また、自己資本に加えて損失吸収条項付の負債を発行することなどを義務付けるもの	G-SIB	2019年～
	米ボルカー・ルール	銀行等の事業体に対し、「リスクが高い」とされる一定の取引(自己勘定取引やファンド投資活動等)を行うことを原則として禁止するもの。外国銀行(例:邦銀)の場合、米国に支店・現地法人等を設けている際にボルカー・ルール上の「銀行事業体」の認定を受けるが、「完全な米国外(いわゆるSOTUS)」要件を充足する場合など、適用の除外規定も設けられている	米国に拠点を置く金融機関	2014年～

(出所) 当社作成。ただし、導入時期等についてはその後の規制動向等により変化している場合もある

# 2 バーゼルⅢ最終化

## (1) バーゼルⅢ最終化文書の概要

### ① バーゼルⅢの「最終化」とは？

バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は2017年12月7日付で、『バーゼルⅢ最終規則文書』と関連するプレス・リリース等を公表しました。

#### ■図表2-1-1 最終規則文書の位置付け

##### ① 規制の正式名称と出所（全162頁）

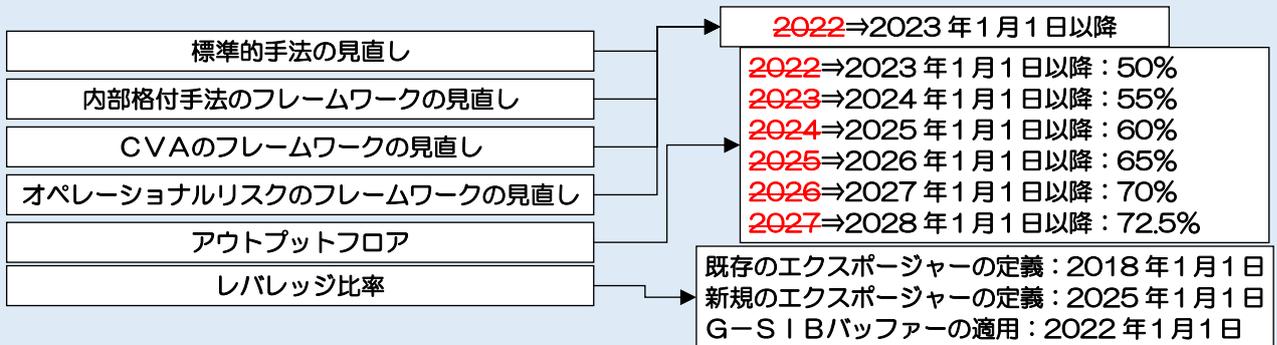
Basel III: Finalising post-crisis reforms (<https://www.bis.org/bcbs/publ/d424.pdf>)

##### ② バーゼルⅢ最終規則文書の位置付け

- 2008年の金融危機の発生を受けて、2010年よりBCBSが継続して来たバーゼル規制改革の最終段階としての位置付け
- 内部モデル方式については次の欠点が指摘されていた：
  - ◎ リスク・ウェイトを低くするために内部モデル方式を利用するというインセンティブが生じていた
  - ◎ 低デフォルト・エクスポージャーなど、いくつかのエクスポージャーについては、信頼し得るモデルの構築自体が難しいという課題があった
- 今回の規制改革で内部モデル方式について見直すとともに、いくつかの分野では内部モデル方式自体を廃止した
- 信用リスクに関する標準的手法（SA）、CVAリスク相当額、オペレーショナル・リスク相当額についてのリスク感応度を高める目的がある

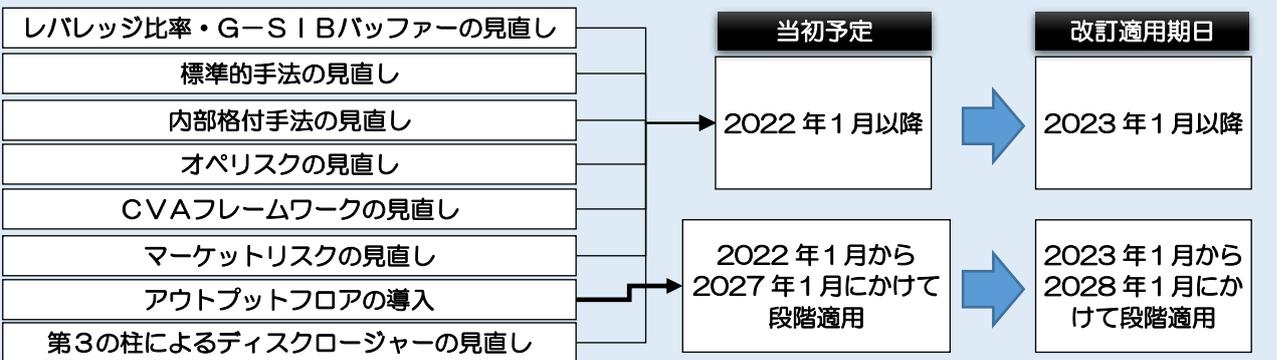
（出所） [https://www.bis.org/bcbs/publ/d424\\_inbrief.pdf](https://www.bis.org/bcbs/publ/d424_inbrief.pdf) 等を参考に当社作成

#### ■図表2-1-2 新規則はいつから適用されるのか？



（出所） 最終化文書第9項より当社作成。ただし、コロナ禍に基づく1年延期を織り込んでいる

#### ■図表2-1-3 コロナ禍による適用延期



（出所） 2020年3月27日付・BCBSプレスリリースより当社作成

## ② バーゼルⅢの各種論点と規制文書との関係

今回の最終規則文書は、単独で存在するものではなく、関連するいくつかの規制文書とあわせてバーゼルⅢのフレームワークとして機能するものです。

■図表2-1-4 バーゼルⅢの各種論点と規制文書との関係

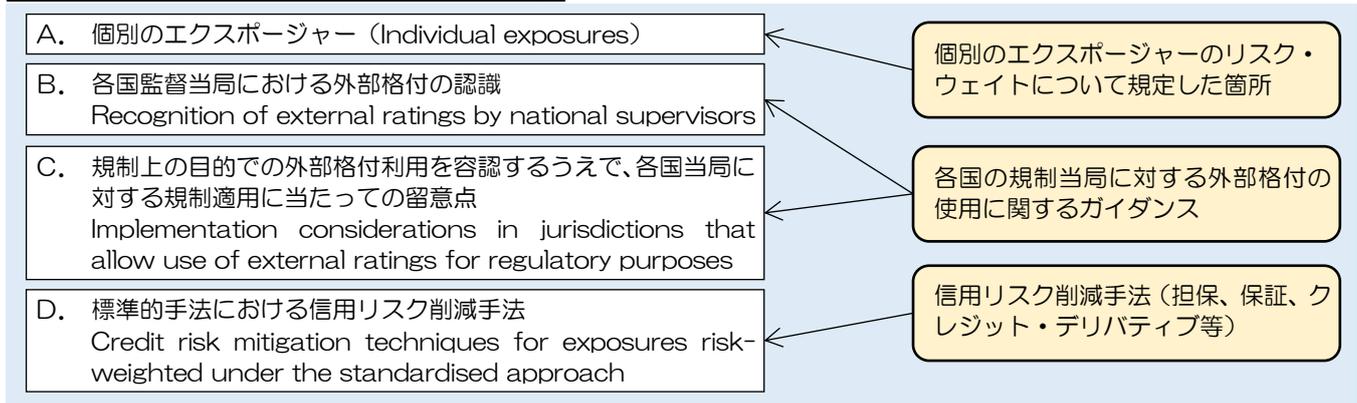
自己資本の定義	バーゼルⅢテキスト 原題: Basel III: A global regulatory framework for more resilient banks and banking systems URL: <a href="https://www.bis.org/publ/bcbs189.pdf">https://www.bis.org/publ/bcbs189.pdf</a>
信用リスク・アセットの標準的手法	バーゼルⅢの最終化 原題: Finalising post-crisis reforms URL: <a href="https://www.bis.org/bcbs/publ/d424.pdf">https://www.bis.org/bcbs/publ/d424.pdf</a>
信用リスク・アセットの内部格付手法	
CVAリスク	カウンターパーティ信用リスクの標準的手法 (SA-CCR) 原題: The standardised approach for measuring counterparty credit risk exposures URL: <a href="https://www.bis.org/publ/bcbs279.pdf">https://www.bis.org/publ/bcbs279.pdf</a>
デリバティブ等のカウンターパーティ信用リスクの標準的測定方法	証券化フレームワークの見直し 原題: Revisions to the securitisation framework URL: <a href="https://www.bis.org/bcbs/publ/d374.pdf">https://www.bis.org/bcbs/publ/d374.pdf</a>
証券化商品の信用リスク・アセット	中央清算機関に対するエクスポージャーの取扱い 原題: Capital requirements for bank exposures to central counterparties URL: <a href="https://www.bis.org/publ/bcbs282.pdf">https://www.bis.org/publ/bcbs282.pdf</a>
CCP向けエクスポージャー	銀行のファンドを通じたエクイティ投資の取扱い 原題: Capital requirements for banks' equity investments in funds URL: <a href="https://www.bis.org/publ/bcbs266.pdf">https://www.bis.org/publ/bcbs266.pdf</a>
ファンドを通じたエクイティ投資の取扱い	

(出所) 最終規制文書より当社作成

## ③ 標準的手法の考え方

最終規則はバーゼルⅡテキストにおける標準的手法について、個別のエクスポージャーに加え、格付に関する考え方等に変更を加えるものです。

■図表2-1-5 標準的手法に関する規定一覧



(出所) 最終規則目次等より当社作成

最終規則によれば、標準的手法を採用するに当たり、各国の規制当局が適格格付機関と認めた外部格付業者 (External Credit Assessment Institution, ECAI) が存在する場合には、当該 E C A I が付与する外部格付を利用して信用リスク・アセットを計算できるとされています (最終規則 S A 第 1 項)。

## ④ 標準的手法の個別エクスポージャーの概要

■図表2-1-6 個別エクスポージャーの概要と該当項

個別エクスポージャーの種類	規定の概要	該当項
デューデリジェンスの必要性	銀行は少なくとも年1回以上、ポートフォリオの相手先に対するリスクの査定(due diligence)を行わなければならない	4~6項
1. ソブリン向けエクスポージャー	バーゼルⅡテキストからの変更点なし	7~10項
2. 中央政府以外の公的機関向けのエクスポージャー	銀行の規定に対する準用規定(カントリー・リスク・スコア)を削除した以外に、バーゼルⅡテキストからの変更点なし	11~12項
3. 国際開発銀行(MDB)向けのエクスポージャー	所在国の格付を参照するオプションが削除され、ゼロ%リスク・ウェイトの要件を満たさないMDBに対する「ベース・リスク・ウェイト」のテーブルが設けられた	13~15項
4. 銀行向けエクスポージャー	その国が外部格付の利用を容認するかどうかで2つの方式 ●外部格付準拠方式 External Credit Risk Assessment Approach, ECRA ●標準的信用リスク評価法 Standard Credit Risk Assessment Approach, SCRA	16~31項
5. カバード・ボンド	適格担保はソブリン、LTV80%以下の住宅用不動産、LTV60%以下の商業不動産、R/W30%以下の銀行向けエクスポージャーなどに限定される	32~36項
6. 証券会社等のその他金融機関向けのエクスポージャー	当局が定める健全性規則に従っている場合には、その会社は銀行とみなされる	37項
7. 法人向けエクスポージャー		38~48項
7-1 一般法人向けエクスポージャー	外部格付を容認する法域とそうではない法域で取扱いが異なる。なお、いずれの場合も売上が5000万ユーロ以下の中小企業(SMEs)については85%のリスク・ウェイトが適用される	39~43項
7-2 特定貸付債権(SL)	SPVなどに対するエクスポージャーであって、次の3つ ●プロジェクト・ファイナンス(PF) ●オブジェクト・ファイナンス(OF) ●コモディティ・ファイナンス(CF)	44~48項
8. 劣後債務、株式その他資本性商品	投機的非上場株式に400%のリスク・ウェイトを適用するほかは、劣後債に150%、株式に250%を適用する(ただし、法的に優遇されたスキームの場合は100%を適用することが可能)	49~54項
9. リテール・エクスポージャー	個人や「規制上の中小企業(SMEs)」はリテール・エクスポージャーとされる。ただし、個々のエクスポージャーはリテール・ポートフォリオ全体の0.2%を超えてはならない	54~58項
10. 不動産エクスポージャー・クラス		59~75項
10-1. 住宅用不動産担保付きのエクスポージャー	返済原資が主に物件賃料収入によらない場合、ローン・トゥ・バリュウ(借入金担保価値比率、LTV)に応じてリスク・ウェイトが変化する。LTVの区分は6つに細分化され、それぞれのローンの要件を充足しない場合には相手先のリスク・ウェイトが適用される	63~68項
10-2. 商業用不動産担保付きのエクスポージャー	商業用不動産の場合は住宅用と異なり、LTVの区分は2つ(返済原資が賃料収入に依存する場合は3つ)に減少する	69~73項
10-3. 不動産取得・開発・建設事業向けエクスポージャー	land acquisition, development and construction exposuresを略して「ADC」と称する。要件を満たした場合は100%のリスク・ウェイトが適用される	74~75項
11. 通貨のミスマッチに係る特定のエクスポージャーに対するリスク・ウェイトの乗数	リテール、住宅ローンについては、債務者の返済原資と借入通貨が異なる場合、リスク・ウェイトは1.5倍となる	76~77項
12. オフ・バランスシート項目	原稿のバーゼルⅡにおけるルールとほぼ同様	78~89項
13. デフォルト・エクスポージャー	「90日延滞債権」か「デフォルト債務者に対するエクスポージャー」を「デフォルト・エクスポージャー」と称する。また、「デフォルト債務者」の定義が設けられている	90~94項
14. その他の資産	現金は0%、現金同等物のうち回収途上のものは20%、その他資産は100%のリスク・ウェイトが適用される	95~97項

(出所) 最終規則より当社作成。なお、「該当項」とは、最終規則上の標準的手法の節における項数を示す

⑤ リスク・ウェイト表

■図表2-1-7 SAのリスク・ウェイト表

区分		格付等	リスク・ウェイト (%)		
			(長期)	(短期)	
銀行向け	外部格付の利用を許容している法域 =ECRAの場合	AAA~AA-	20	20	
		A+~A-	30	20	
		BBB+~BBB-	50	20	
		BB+~B-	100	50	
		B-未満	150	150	
		無格付	SCRAに準じる		
SCRA の場合	最低自己資本比率等を満たす	グレードA	40	20	
	自己資本比率等が非開示等	グレードB	75	50	
	上記以外の銀行	グレードC	150	150	
カバード・ ボンド	格付が存在する場合	AAA~AA-	10		
		A+~BBB-	20		
		BB+~B-	50		
		B-未満	100		
	格付が存在しない場合（発行体に適用されるリスク・ウェイトに応じて変わる）	発行体銀行のリスク・ウェイト	20%	10	
			30%	15	
			40%	20	
			50%	25	
			75%	35	
			100%	50	
150%	100				
一般企業向け	外部格付の利用を許容している法域の場合	AAA~AA-	20		
		A+~A-	50		
		BBB+~BBB-	75		
		BB+~BB-	100		
		BB-未満	150		
		無格付	100		
		(中小企業の場合)	85		
	外部格付の利用を許容していない法域の場合 (SCRA)	投資適格級	65		
投資適格級以外		100			
(中小企業の場合)		85			
特定貸付債権 (SL)	外部格付が付与されており、その国が外部格付利用可能である場合		一般企業向けと同じ		
	ハイ・クオリティ・プロジェクト・ファイナンス (PF) の場合	営業前	130		
		営業中	100		
		営業中(優良)	80		
オブジェクト/コモディティ・ファイナンス (OF、CF) の場合		100			
リテール	ノン・リボルビング型		75		
	リボルビング型	トランザクション型(カードローン等)	45		
		上記以外	75		
	その他のリテール		100		
住宅エクスポージャー	「ローン一体型アプローチ」の場合：原則として、LTV(借入金担保価値比率)の区分に応じてリスク・ウェイトを決定	債務者LTV	LTV	(住宅用)	(収益物件)
			50%以下	20	30
			50%~60%	25	35
			60%~80%	30	45
			80%~90%	40	60
			90%~100%	50	75
			100%超	70	105
			要件不充足	相手先 R/W	150
商業不動産エクスポージャー	「ローン一体型アプローチ」の場合：原則として、LTVの区分に応じる(一般用の場合はLTV 60%超で相手先のリスク・ウェイトが適用される)	債務者LTV	LTV	(一般用)	(収益物件)
			60%以下	相手先 R/W と 60%の小さい方	70
			60%~80%	相手先 R/W	90
			80%超	相手先 R/W	110
			要件不充足	相手先 R/W	150

(出所) 最終規則およびHigh level summary([https://www.bis.org/bcbs/publ/d424\\_hlsummary.pdf](https://www.bis.org/bcbs/publ/d424_hlsummary.pdf))等を参考に、当社作成

## (2) 個別エクスポージャー

### ① デューデリジェンスの実施

#### ■図表2-2-1 デューデリジェンスの概要

##### 第4項：デューデリジェンスの必要性 (Due diligence requirements)

銀行は与信先のリスクプロファイルとリスク特性について、融資実行時以降、常時（少なくとも年1回以上）デューデリジェンスを実施し、適切な理解に努めなければならない。

Banks must perform due diligence to ensure that they have an adequate understanding, at origination and thereafter on a regular basis (at least annually), of the risk profile and characteristics of their counterparties.

外部格付が用いられている場合には、リスク管理目標に従い、そのエクスポージャーにかかるリスクを評価するためにデューデリジェンスを実施しなければならないし、該当するリスク・ウェイトが適切かつ健全なものであるかを評価しなければならない。

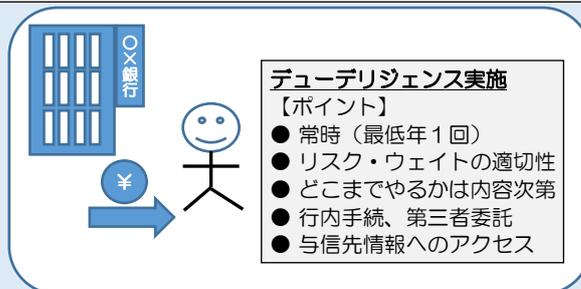
In cases where ratings are used, due diligence is necessary to assess the risk of the exposure for risk management purposes and whether the risk weight applied is appropriate and prudent.

銀行は取引相手先に応じて、内部信用分析および／または第三者によるその他の分析などを通じ、その相手先の財政状態、経営成績、事業のトレンドなどを評価するための合理的かつ適切な手順を踏まなければならない。

Banks must take reasonable and adequate steps to assess the operating and financial performance levels and trends through internal credit analysis and/or other analytics outsourced to a third party, as appropriate for each counterparty.

デューデリジェンスをどこまで精緻に実施するかは、その銀行の規模、複雑性、事業内容に応じて適切に判断する。  
The sophistication of the due diligence should be appropriate to the size and complexity of banks' activities.

銀行はデューデリジェンス分析を実施するうえで、与信先の情報に常時アクセスできる状況になければならない。  
Banks must be able to access information about their counterparties on a regular basis to complete due diligence analyses.



##### 第5項：連結ベースのエクスポージャー

特定の連結集団に属している企業へのエクスポージャーについては、デューデリジェンスは可能な限り、エクスポージャーの存在する個社レベルに分解して行われるべきである。ただし、返済可能能力についてはグループによるサポートや、その連結集団にとって支援しないことの不の影響などを考慮に入れるべきである。

For exposures to entities belonging to consolidated groups, due diligence should, to the extent possible, be performed at the solo entity level to which there is a credit exposure. In evaluating the repayment capacity of the solo entity, banks are expected to take into account the support of the group and the potential for it to be adversely impacted by problems in the group.

##### 第6項：内部統制や監督官庁との関係

銀行はエクスポージャーに対するリスク・ウェイトの決定に当たり、実効的な内部の方針、手続、システム、コントロールを適切に保持しなければならない。銀行は監督当局に対し、自身のデューデリジェンス分析が適切であることを示さなければならない。監督上のレビューの一部として、監督当局は銀行が適切なデューデリジェンス分析を実行していることを確認しなければならない。不足がある場合には適切な措置を講じなければならない。

Banks should have in place effective internal policies, processes, systems and controls to ensure that the appropriate risk weights are assigned to counterparties. Banks must be able to demonstrate to their supervisors that their due diligence analyses are appropriate. As part of their supervisory review, supervisors should ensure that banks have appropriately performed their due diligence analyses, and should take supervisory measures where these have not been done.

## ② ソブリン

ソブリン（中央政府および中央銀行向け）のリスク・ウェイトについてはバーゼルⅡからの変更なしとされています（第7～10項）。

■図表2-2-2 ソブリンのリスク・ウェイト

外部格付	AAA～AA-	A+～A-	BBB+～BBB-	BB+～B-	B-以下	無格付
リスク・ウェイト	0%	20%	50%	100%	150%	100%

- 自国の中央政府や自国中央銀行に対する自国通貨建てで表象され、自国通貨で調達したエクスポージャーに対するリスク・ウェイトを上記表のものよりも引き下げる取扱いを採用することが可能（第8項）
- この取扱いを採用した国の中央政府・中央銀行向けエクスポージャーについては、その国の通貨で調達されているものについて、外国政府も同じ扱いを国内の銀行に認めることができる（第8項）
- 外部格付ではなく、OECDの基準に従った輸出信用機関（ECA）が定めるリスクスコアをリスク・ウェイトの判定に用いることが可能（第9項）

ECAリスクスコア	0～1	2	3	4～6	7
リスク・ウェイト	0%	20%	50%	100%	150%

（出所） 最終化文書第7～10項

## ③ 地方政府などのPSE

地方政府などのPSE（パブリック・セクター・エンティティ、公的団体）に対するエクスポージャーについては銀行の参照規定の削除に関するマイナーな変更が加えられたとしています（第11～12項）。

■図表2-2-3 PSE

外部格付	AAA～AA-	A+～A-	BBB+～BBB-	BB+～B-	B-以下	無格付
オプション1	20%	50%	100%	100%	150%	100%
オプション2	20%	50%	50%	100%	150%	50%

- オプション1とは「その国の中央政府に対して付与された格付をリスク・ウェイトの判定に使う方法」
- オプション2とは「そのPSEに対して付与された格付をリスク・ウェイトの判定に使う方法」
- そのPSEの設立国において、特定のPSEに低いリスク・ウェイトを付与することは可能。この場合、ソブリン向けエクスポージャーのリスク・ウェイトと同じ取扱いが適用される（第12項）

（出所） 最終化文書第11～12項

## ④ 国際開発銀行（MDB）

国際開発銀行（Multilateral Development Bank, MDB）に対するリスク・ウェイトは基本的に格付に応じてリスク・ウェイトが判定されますが、BCBSが指定するMDBについてはゼロ%のリスク・ウェイトが適用されます。

■図表2-2-4 MDB

- 最終化文書第14項に示す要件を満たしたMDBのリスク・ウェイトはゼロ%
- 現在のところはIBRD、IFC、MIGA、IDA、ADB、AfDB、EBRD、IADB、EIB、EIF、NIB、CDB、IDB、CEDB、IFFIm、AIIBがゼロ%リスク・ウェイトの適用を受ける
- 外部格付の使用を認める法域における「ベース」リスク・ウェイトは下記表に従う（それ以外の法域は50%）

外部格付	AAA～AA-	A+～A-	BBB+～BBB-	BB+～B-	B-以下	無格付
ベース・リスク・ウェイト	20%	30%	50%	100%	150%	50%

（出所） 最終化文書第13～15項

### ⑤ 銀行向けエクスポージャー

#### 1) 変更点のサマリー

銀行向けエクスポージャーについては、バーゼルⅡ時代と大きく変更される部分です。

現行のルールでは、金融機関向けエクスポージャーについてはその金融機関自体に付与された外部格付によらず、その金融機関の設立国の中央政府に付与された格付等によりリスク・ウェイトを決定します。

■図表2-2-5 銀行向けエクスポージャーの変更点

バーゼルⅡ：金融機関／第一種金融商品取引業者	適用されるリスク・ウェイト
<p>① 預金保険法第2条第1項に規定する金融機関（銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、信用金庫連合会、信用協同組合連合会、労働金庫連合会、株式会社商工組合中央金庫）</p> <p>② 農林中央金庫</p> <p>③ 信用事業を営む農業協同組合及び農業協同組合連合会 等</p> <p>④ 外国銀行（外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者）</p> <p>⑤ 銀行法第2条第13項に規定する銀行持株会社（※）</p> <p>⑥ 銀行持株会社に準ずる外国の会社</p> <p>⑦ 第一種金融商品取引業者や経営管理会社のうち、バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準またはこれと類似の基準の適用を受けているもの（本店所在地がベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、スウェーデン、スイス、英国、米国などの場合）</p> <p>※銀行告示第63条・第64条、『自己資本比率に関するQ&amp;A』など</p>	<p>（当該金融機関そのものに付与された外部格付に基づく信用リスク区分ではなく）当該金融機関が設立された国の中央政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じてリスク・ウェイトを決定する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●AAA～AA→20%</li> <li>●A+～A→50%</li> <li>●BBB+～B→100%</li> <li>●B-未滿→150%</li> <li>●無格付 100%</li> </ul>
<p>銀行等金融機関向けエクスポージャーはその金融機関自体の格付と無関係に決定され、結果的に、多くのケースにおいて、銀行向けエクスポージャー（金融機関のシニア債や系統預金など）のリスク・ウェイトは20%となる。ただし、例外としてバーゼルⅢ規制に基づくAT1証券やT2証券(各250%)、TLAC債(150%)には高いリスク・ウェイトが適用される</p>	

（出所） 当社作成

一方で、最終化文書では、基本的にはその銀行自体に付与された外部格付を利用して「ベース」リスク・ウェイトを判定する方法（ECRA）と、外部格付によらずにその銀行の自己資本比率などを使ってリスク・ウェイトを判定する方法（SCRA）が準備されています。

■図表2-2-6 バーゼルⅢ最終化文書のルール

『ECRA』『SCRA』という2つの方法	
<b>ECRA</b>	<p>外部格付準拠リスク評価方式（External Credit Risk Assessment Approach）。外部格付が付与されている銀行に対するリスク・ウェイトはその外部格付によって判定する、という方式。「デューデリジェンスの結果、より高いリスク・ウェイトが採用される」こともある（この点については SCRA も同様）</p> <p>その国が金融規制上、外部格付の使用をリスク・ウェイトの判定に用いることを認めており、かつ、その銀行に外部格付が存在している場合に適用する方法</p>
<b>SCRA</b>	<p>標準的リスク評価方式（Standardised Credit Risk Assessment Approach）。外部格付によらずにリスク・ウェイトを判定する方式。ECRA を採用する法域であっても、外部格付が付与されていない場合は SCRA によりリスク・ウェイトを判定する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● その国が金融規制上、外部格付の使用をリスク・ウェイトの判定に用いることを認めていない場合か、</li> <li>● ECRA の適用が認められているものの、その銀行に外部格付が存在していない場合に適用される</li> </ul>
<p>バーゼルⅡ時代と異なり、多くのケースにおいてリスク・ウェイトが自動的に20%となる、という取扱いは消滅し、「その銀行の外部格付等」+「デューデリジェンス」によってリスク・ウェイトを判定することが必要になる</p>	
<p>※なお、最終化文書第37項によると、証券会社やその他金融機関に対するエクスポージャーについては、銀行と同程度の健全性規則に従っている場合、銀行に対するエクスポージャーに準じて取り扱い、それ以外の場合にはコーポレート向けエクスポージャーとして取り扱うこととされている</p>	

（出所） 最終化文書第17項、37項

## 2) ECRA の概要

ECRA を用いる場合には、外部格付を基本としつつも、デューデリジェンスの結果、より高いリスク・ウェイトが適用されることがあり得るとされています。

### ■図表2-2-7 ECRA に基づくリスク・ウェイト

外部格付	AAA ~ AA-	A+ ~ A-	BBB+ ~ BBB-	BB+ ~ B-	B-以下	無格付
ベース・リスク・ウェイト	20%	30%	50%	100%	150%	SCRA
短期リスク・ウェイト	20%	20%	20%	50%	150%	SCRA

- 銀行に対するリスク・ウェイト判定にあたって政府支援がなされるとの想定を置いてはならない（第 18 項）
- 短期エクスポージャーには、当初満期が3ヵ月以下のもの、国際的な商取引に起因して発生する当初満期が6ヵ月以下のものを含めてもよい（第 19 項）
- ただしその銀行に対して付与された格付の妥当性を検証しなければならず、**デューデリジェンスの結果、外部格付よりもそのエクスポージャーの信用リスクが高いと評価された場合、そのバケットよりも少なくとも1つ以上高いリスク・ウェイトのバケットに割り当てなければならない**（第 20 項）

（出所） 最終化文書第 18～20 項

## 3) SCRA の概要

一方、ECRA が適用できない場合には、SCRA が適用されます。

### ■図表2-2-8 SCRA に基づくリスク・ウェイト

信用リスク評価	グレードA	グレードB	グレードC
ベース・リスク・ウェイト	40%	75%	150%
短期リスク・ウェイト	20%	50%	150%

（出所） 最終化文書第 21 項

ここで「グレードA～C」の定義は次のとおりです。

### ■図表2-2-9 SCRA における「グレードA～C」

グレードA §22-24	景気循環やビジネス環境に関わらず、エクスポージャーの金融資産に応じ、満期までの期間において、「期日までに元利払いを行う能力」という観点から、財務上のコミットメント条項を充足している銀行
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「グレードA」に区分される銀行は当該銀行の設立国・地域において公表されている「最低水準」「バッファ水準」（自己資本比率など）を充足しているか、上回っていることが必要（※ただし流動性比率を除く）</li> <li>● ただし、その銀行のみに対して「第2の柱」などを通じて当局から非公開ベースで指導されている基準、バッファなどを充足していなくても構わない</li> <li>● また、その国の当局が基準となる健全性ルールを公表していない場合や、その銀行自体が自己資本比率などを開示していない場合には、グレードB以下に割り当てる必要がある</li> <li>● デューデリジェンスの一環として、上記「グレードA」の定義を満たさないと判断された場合は、グレードBかCに区分しなければならない</li> </ul>
グレードB §25-27	景気循環やビジネス環境に応じて潜在的に財務条項面での信用リスクがある銀行 グレードAと異なりバッファをクリアする必要はないが、最低自己資本規制を充足していなければならない。また、デューデリジェンスの結果、グレードA、グレードBの定義を満たしていないと判断されれば、グレードCに区分する
グレードC §28-29	重要なデフォルトリスクを抱え、財務安全性に対する余力を保持していない銀行 少なくとも次のような状況に該当すれば、その銀行をグレードCに区分しなければならない <ul style="list-style-type: none"> <li>● その銀行が最低自己資本比率などの最低規制上、グレードBの条件を満たしていない場合</li> <li>● 監査済財務諸表が公表される場合、外部監査人が継続企業の前提についての警告を発した場合</li> </ul>
短期エクスポージャーには、当初満期が3ヵ月以下のもの、国際的な商取引に起因して発生する当初満期が6ヵ月以下のものを含めてもよい（第 30 項）	

（出所） 最終化文書第 21～31 項

## ◎ カバードボンド（略）

## ⑦ コーポレート向けエクスポージャー

### 1) コーポレート向けエクスポージャーの範囲

コーポレート向けエクスポージャーは「コーポレート」（法人企業、協同組合、パートナーシップなどの経済実態）に対する貸出金や債券、金銭債権等のエクスポージャーを意味しますが、劣後債権や株式などの金融商品を含まず、また、「コーポレート」には金融機関等を含みません。

■図表2-2-10 コーポレート向けエクスポージャーの範囲

コーポレート向けエクスポージャー	「コーポレート」に対する「エクスポージャー」（貸出金、債券、金銭債権等を含む）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>コーポレート向けエクスポージャー一般（General corporate exposures）</li> <li>特定貸付債権（Specialised lending exposures）（最終化文書第 44 項）</li> </ul>
コーポレートの範囲	法人企業、協同組合、パートナーシップ、所有権、信託、ファンド、その他類似する経済的特性を有するもの（incorporated entities, associations, partnerships, proprietorships, trusts, funds and other entities with similar characteristics）。ただし、他のエクスポージャーの要件を満たすものを除く
含まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険会社に対するエクスポージャー</li> <li>● 証券会社、その他金融機関のうち銀行向けエクスポージャーの要件を満たさないもの</li> </ul>
含まれないもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 劣後債務や株式（最終化文書第 49～53 項）</li> <li>● 個人向けエクスポージャー</li> </ul>

（出所） 最終化文書第 38 項より当社作成

### 2) 2つのリスク・ウェイト決定方式

基本的なリスク・ウェイトは、外部格付の利用を容認している法域であるかどうかにより、2つの方式のいずれかによって決定されます。

■図表2-2-11 リスク・ウェイトの決定（原則）

規制上の目的での外部格付利用を容認する法域の場合、格付に応じてベース・リスク・ウェイトを割り当てる						
外部格付	AAA ~ AA-	A+ ~ A-	BBB+ ~ BBB-	BB+ ~ BB-	BB-以下	無格付
ベース・リスク・ウェイト	20%	30%	75%	100%	150%	100%
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>ただしその企業に対して付与された格付の妥当性を検証しなければならず、デューデリジェンスの結果、外部格付よりもそのエクスポージャーの信用リスクが高いと評価された場合、そのバケットよりも少なくとも1つ以上高いリスク・ウェイトのバケットに割り当てなければならない</u>（第 39 項）</li> <li>● 無格付であっても第 43 項にいう中小企業（SMEs）の要件を満たしている場合には 100%よりも低いリスク・ウェイトを適用することが可能</li> </ul>						
規制上の目的での外部格付利用を容認しない法域の場合、次の考え方でリスク・ウェイトを割り当てる						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● その企業が「投資級」（investment grade）と判断される場合には 65%</li> <li>● 「投資級」以外の企業に対しては 100%</li> <li>● ただし、第 43 項にいう中小企業（SMEs）の要件を満たしている場合には 100%よりも低いリスク・ウェイトを適用することが可能</li> </ul>						
※ 「投資級」企業は景気循環上の経済環境が悪化し、ビジネス状態が悪化した場合であっても、金融上のコミットメント条件を満たしている企業をさす。（An “investment grade” corporate is a corporate entity that has adequate capacity to meet its financial commitments in a timely manner and its ability to do so is assessed to be robust against adverse changes in the economic cycle and business conditions.）						

（出所） 最終化文書第 39～42 項より当社作成

なお、わが国の場合、バーゼルⅡ規制時代は外部格付に準拠した方式を採用してきたため、バーゼルⅢ最終化文書においてもこの取扱いが維持される場合は、「投資級」などの考え方については日本国内では適用されないと考えられます（当社私見）。

### 3) 中小企業 (SMEs)

無格付の中小企業 (SMEs) に該当する場合には、100%よりも低いリスク・ウェイトを適用することが可能です。

#### ■図表2-2-12 中小企業の範囲とリスク・ウェイト

直近事業年度の連結ベース売上高が5000万ユーロ以下である企業	85%
リテール・エクスポージャーのうち、第55項の要件を満たす企業	75%

(出所) 最終化文書第43項より当社作成

### 4) 特定貸付債権 (SL)

特定貸付債権 (スペシャライズド・レンディング、SL) については、バーゼルⅡ時代では内部格付手法に存在していた手法ですが、バーゼルⅢ最終化に伴い標準的手法においても実装されます。

#### ■図表2-2-13 SL

##### SLとして取り扱われるコーポレート向けエクスポージャー

法的または経済的実態に照らし、次の4つのいずれかまたはすべての特徴を有している場合、SLとして取り扱われる

- そのエクスポージャーが不動産と関連したものではなく、かつ、第45項にいう「オブジェクト・ファイナンス、プロジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス」の定義内にあること (※その事業活動が不動産に関連している場合には不動産エクスポージャー (第59～75項) として取り扱われる)
- そのエクスポージャーが典型的には特定の財務活動および/または特定資産の運営を目的としたエンティティ (SPV) を使用していること
- 債務者であるエンティティが重要な資産または活動をほとんど有しておらず、債務を償還するための原資を裏付資産または裏付資産からの収益以外に保有していない。
- 債権実行条件にその債務者が保有する資産やその資産からの収益への潜在的な支配条項が含まれている

プロジェクト・ファイナンス	債務の返済原資と担保の引き当てとなるものが単一のプロジェクトであるような融資。典型的には発電施設、化学薬品プラント、輸送インフラ、環境、メディア、通信などのプロジェクトが相当する
オブジェクト・ファイナンス	何らかの設備 (船舶、航空機、衛星、鉄道、タンカーなど) を購入するための借入金であって、その返済原資が当該設備から発生するキャッシュ・フローであるような融資
コモディティ・ファイナンス	市場で取引されるコモディティ (石油、金属、穀物) の在庫、棚卸資産、金銭債権などに関する短期的な融資であって、その返済原資がコモディティから発生するような融資



コーポレート向けエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において、外部格付を利用することを認めている法域の場合は、そのSLに案件特有の外部格付が付与されている場合に、その外部格付に従ったリスク・ウェイトを付与することができる

(出所) 最終化文書第44～46項より当社作成

一方、SLに該当するコーポレート向けエクスポージャーであって、格付が存在しない場合の取扱いは、次のとおりです。

#### ■図表2-2-14 無格付のSL

区分		リスク・ウェイト
オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス		100%
プロジェクト・ファイナンス	事業開始前	130%
	事業開始後・継続中	100%
	うち、第48項の「ハイ・クオリティ要件」を満たす案件	80%

(出所) 最終化文書第47項より当社作成

### ⑧ 株式等エクスポージャー

株式等エクスポージャーについては、標準的手法においては基本的に 250% のリスク・ウェイトが適用されることとされ、あわせて内部格付手法（IRB）の取扱いが廃止されます。

■図表2-2-15 株式等エクスポージャーの修正点

劣後債務、株式、その他資本商品 / Subordinated debt, equity and other capital instruments			
区分		R/W	根拠規定
他の金融機関が発行した資本調達手段	調整後 CET 1 の 10% に収まる部分	250%	バーゼルⅢテキスト第 87~90 項
	上記以外の部分（重要な出資以外）	自己資本控除	バーゼルⅢテキスト第 80~83 項
投機的な目的で保有する非上場株式		400%	最終規則第 50 項、第 51 項
上記以外の株式		250%	最終規則第 50 項、第 52 項
劣後債（T 2 から控除されなかった T L A C 債を含む）		150%	最終規則第 53 項

経過措置	適用初年度	1 年後	2 年後	3 年後	4 年後	5 年後
投機的な非上場株式	100%	160%	220%	280%	340%	400%
上記以外の株式	100%	130%	160%	190%	220%	250%

標準的手法（SA）採用行、内部格付手法（IRB）採用行を問わず、この取扱いが適用される  
⇒つまり、株式等エクスポージャーについては IRB の取扱いが廃止される、ということ

「投機的な目的の非上場株式とは、短期的な売却またはベンチャー・キャピタルもしくはこれに類する投資であって、価格変動にさらされ、また、将来的に重要なキャピタルゲインを獲得するために取得されたものと定義される」(Speculative unlisted equity exposures are defined as equity investments in unlisted companies that are invested for short-term resale purposes or are considered venture capital or similar investments which are subject to price volatility and are acquired in anticipation of significant future capital gains) (第 51 項)

并置

- その国において、立法に基づくプログラムに従って行われている株式保有に対し、その国の当局は 100% のリスク・ウェイトを容認することが可能。その場合、重要な子会社に対して投資を提供し、かつ、その株式投資に対して政府の監督と規制がなされていることが必要 (National supervisors may allow banks to assign a risk weight of 100% to equity holdings made pursuant to national legislated programmes that provide significant subsidies for the investment to the bank and involve government oversight and restrictions on the equity investments.)
- このような取扱いを容認するためには、そのような投資が Tier 1、Tier 2 資本の合計額の 10% 以内に収まっている必要がある (Such treatment can only be accorded to equity holdings up to an aggregate of 10% of the bank's combined Tier 1 and Tier 2 capital.)
- 規制の例としては、事業内容の規模や種類に関する制限、投資限度額や保有比率制限、地域などの関連する要素により、その銀行に対して生じる潜在的な損失の可能性を限定するようなものが考えられる (Example of restrictions are limitations on the size and types of businesses in which the bank is investing, allowable amounts of ownership interests, geographical location and other pertinent factors that limit the potential risk of the investment to the bank.) (第 52 項)

(出所) 最終化文書第 49~53 項を参考に、当社作成

### ⑨ リテール・エクスポージャー

#### 1) リテール・エクスポージャーの範囲

リテール・エクスポージャーは不動産担保により裏付けられている場合と、それ以外の場合に分かれます。

■図表2-2-16 リテール・エクスポージャーの範囲

リテール エクスポ ージャー	単独または複数の個人、規制上のリテール SME（中小企業）に相当するエクスポージャー（Retail exposures are exposures to an individual person or persons, or to regulatory retail SMEs）。	
	不動産担保により裏付けられている場合	⇒ 第 59 項から第 75 項に従う
	それ以外のリテール・エクスポージャー	⇒ 規制上のリテールとして 75% のリスク・ウェイト

(出所) 最終化文書第 54 項

#### 2) その他のリテール・エクスポージャー

不動産以外のリテール・エクスポージャーについては、「規制上のリテール」（regulatory retail）の要件を満たした場合には 75%、「トランザクター」については 45%、要件を満たさない場合には 100%、コーポレート向け SME に該当する場合には 85% のリスク・ウェイトが適用されます。

### 3) 75%リスク・ウェイトが適用されるための要件

「規制上のリテール」(regulatory retail) に対して 75%のリスク・ウェイトを適用するためには、基本的に3つの要件を満たす必要があります。

#### ■図表2-2-17 「75%リスク・ウェイト」の3要件

75%リスク・ウェイトを適用するための3要件（最終化文書第55項）	
プロダクト要件、100万ユーロ要件、0.2%要件の3つを満たしたエクスポージャーについては、「規制上のリテール」(regulatory retail) として75%のリスク・ウェイトを適用することが可能	
プロダクト要件	<b>含まれる項目</b> リボルビング型クレジット、極度額型クレジット（クレジットカード、チャージ・カード、当座貸越）、個人向け融資、リース（設備リース、自動車ローン・リース、学生・教育ローン、消費者ローン）、小企業向けローンファシリティ・コミットメント Product criterion: the exposure takes the form of any of the following: revolving credits and lines of credit (including credit cards, charge cards and overdrafts), personal term loans and leases (eg instalment loans, auto loans and leases, student and educational loans, personal finance) and small business facilities and commitments. Mortgage loans, derivatives and other securities (such as bonds and equities), whether listed or not, are specifically excluded from this category.
	<b>除外項目</b> 上場・非上場を問わず、モーゲージローン、デリバティブ、その他証券（例：債券、株式）は明確にこのカテゴリーからは除外される Mortgage loans, derivatives and other securities (such as bonds and equities), whether listed or not, are specifically excluded from this category.
100万ユーロ要件	個別の相手先に対するエクスポージャーは100万ユーロという絶対値のスレッシュホールドを超えてはならない Low value of individual exposures: the maximum aggregated exposure to one counterparty cannot exceed an absolute threshold of €1 million.
0.2%要件（グラニューリティ）	個々の相手先に対するリテール・エクスポージャーの合計額が「規制上のリテール・ポートフォリオ」全体の0.2%を超えてはならない（ただし規制当局がこれに代わるリテール・ポートフォリオを特定する特有の方式を示した場合はこの限りではない） Granularity criterion: no aggregated exposure to one counterparty can exceed 0.2% of the overall regulatory retail portfolio, unless national supervisors have determined another method to ensure satisfactory diversification of the regulatory retail portfolio.

（出所） 最終化文書より当社作成

一方、この75%要件を満たした場合であって、さらに「トランザクター」に相当するものについては45%のリスク・ウェイトを適用することができますが、75%要件を満たさない場合には100%リスク・ウェイト、またはコーポレート向けの85%のリスク・ウェイトが適用されます。

#### ■図表2-2-18 それ以外のリスク・ウェイト

<b>45%リスク・ウェイトの適用を受けるための条件（第56項）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>第55項に示した要件を満たす規制上のリテール（Regulatory retail）のうち、「トランザクター」に相当するもののリスク・ウェイトは45%とする（exposures which meet the criteria in paragraph 55 that arise from obligors who qualify as transactors will be risk-weighted at 45%.)</li> <li>「トランザクター」とは、クレジットカードやチャージカードのようなファシリティに係るもので、過去12ヵ月間において期日内に完全に弁済されているものをさす（Transactors are obligors in relation to facilities such as credit cards and charge cards where the balance has been repaid in full at each scheduled repayment date for the previous 12 months.)</li> <li>オーバードラフト・ファシリティ（当座貸越）の債務者については、過去12ヵ月間に引出が行われていなかったものも「トランザクター」とみなされる（Obligors in relation to overdraft facilities would also be considered as transactors if there has been no drawdowns over the previous 12 months.)</li> </ul>
<b>100%リスク・ウェイトが適用される場合（第57項）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>規制上のリテール（Regulatory retail）のうち、第55項に示した要件を満たさないものについては100%のリスク・ウェイトが適用される</li> </ul>
<b>85%リスク・ウェイトが適用される場合（第58項）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業（SME）に対するエクスポージャーのうち、第55項に示した要件を満たさない場合には、不動産以外の場合は第43条に示したコーポレート向けエクスポージャーのリスク・ウェイト（85%）が適用される</li> </ul>

（出所） 最終化文書より当社作成

## ⑩ 不動産エクスポージャー

### 1) 不動産エクスポージャーの原則

不動産エクスポージャーについては、4つのテーブルが準備され、「LTV」に応じてリスク・ウェイトが定められることとなりました。

#### ■図表2-2-19 不動産エクスポージャーに

##### 不動産エクスポージャーに対する基本的な考え方（第59項）

- 構造的な要因の結果として不動産市場に関連するエクスポージャーの信用リスクが潜在的に低い法域の場合には、第65～71項のテーブル11～14の規定が適用される
- ただし、各国の規制当局は自国の法域に照らして、これらの表に基づくリスク・ウェイトが高過ぎないかなどについての評価を行う必要がある
- 規制当局は銀行に対し、適切と認められる場合にはより高いリスク・ウェイトを課することができる

##### リスク・ウェイトを適用するための要件（第60項）

これらのリスク・ウェイトを適用するためには次のような要件が必要

- **基本的に、「完成した物件」(finished property) であること**  
→ ただし、①その物件が最大4世帯までの住宅ローン (one-to-four family residential housing) であって一定要件を満たしている場合や、②ソブリン・公的セクターが保証している、などの場合は、この限りではない
- **法的強制力 (legal enforceability)**  
→ その不動産向けエクスポージャーに法的な強制力 (担保契約など) があること
- **その銀行が第一抵当権を保有している 等**
- **債務者が弁済能力を有していること**
- **LTV要件を満たしていること**
- **必要なドキュメンテーションを具備していること**

##### LTVの定義（第62項）

- LTVはローンの額面を物件価値で除して求める

$$LTV = \frac{\text{ローン額面}}{\text{物件価値}}$$

- LTVを求めるにあたっては、融資を約束して未実行となっているコミット済額を加算する必要がある
- 物件価値は保守的な評価基準に従い独立性のある方法で計算しなければならない。詳細については既存の法律が存在しない場合、各国規制当局がガイドラインを示さなければならない

(出所) 最終化文書より当社作成

また、最終化文書上の不動産エクスポージャーは、基本的には居住用不動産、収益物件、商業用物件などに分類されます。

#### ■図表2-2-20 不動産エクスポージャーの分類

不動産エクスポージャーの種類		第60項の要件を満たす	第60項の要件を満たさない
居住用 不動産	① 返済原資がその物件からのキャッシュ・フローに依存していない場合	LTVに応じて20～70%	相手先のリスク・ウェイト
	② 返済原資がその物件からのキャッシュ・フローに依存している場合	LTVに応じて30～105%	150%
商業用 不動産	③ 返済原資がその物件からのキャッシュ・フローに依存していない場合	60%か相手先のリスク・ウェイトの小さい方	相手先のリスク・ウェイト
	④ 返済原資がその物件からのキャッシュ・フローに依存している場合	LTVに応じて70～110%	150%
⑤不動産取得、開発、建設向けエクスポージャー		100%または150%	

※ ①と③については、第60項の要件を満たし、かつ、⑤に該当していないなどを条件として、担保物件の価値の55%相当までについて、①の場合は20%、③の場合は「60%かカウンターパーティのリスク・ウェイトの低い方」を適用し、残存部分についてカウンターパーティのリスク・ウェイトを適用する、という方法が認められる(この方法を採用するかどうかはその国の規制当局が決める)

(出所) 最終化文書より著者作成

## 2) 居住用不動産により保全されたエクスポージャー

## ■図表2-2-21 居住用リテール・エクスポージャー①

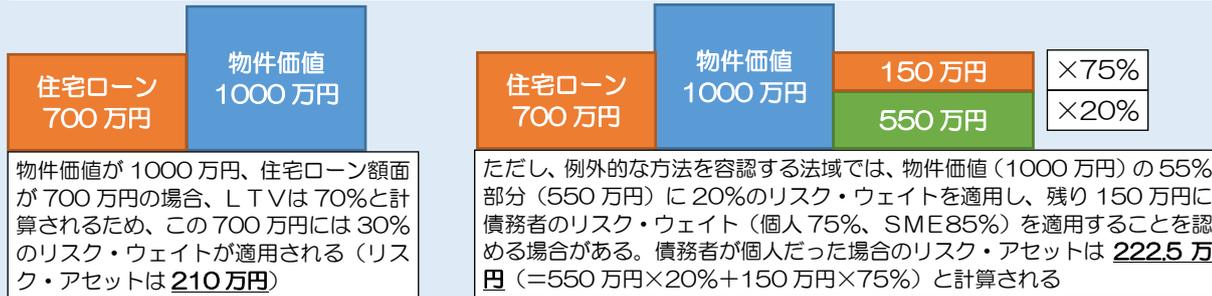
居住用不動産のうち：弁済が物件から生じるキャッシュ・フローに重要な点で依存していない場合  
(Repayment is not materially dependent on cash flows generated by property)

不動産 (immovable property) によって保全された居住用リテール・エクスポージャーに対しては、第 67 項、第 74 項、第 75 項の規定よりも、次のリスク・ウェイト表が優先的に適用される (第 63~64 項、テーブル 11)

LTV	50%以下	50%超 60%以下	60%超 80%以下	80%超 90%以下	90%超 100%以下	100%超
リスク・ウェイト	20%	25%	30%	40%	50%	70%

ただし、第 60 項の要件を充足している場合であって、第 67 項 (居住用エクスポージャー②)、第 74~75 項 (ADCエクスポージャー) の規定が適用できない場合、その国の規制当局の選択により、次のリスク・ウェイトを採用することができる

- 物件価値の 55%までの部分に 20%リスク・ウェイトを適用する
- 残りの部分については、債務者が個人であれば 75%、中小企業であれば 85%のリスク・ウェイトを適用する



(出所) 最終化文書第 63~65 項より当社作成

## ■図表2-2-22 居住用リテール・エクスポージャー②

居住用不動産のうち：弁済が物件から生じるキャッシュ・フローに重要な点で依存している場合  
(Repayment is materially dependent on cash flows generated by property)

居住用物件のうち、返済原資がおもに物件からの収益に依存している (Repayment is materially dependent on cash flows generated by property) 場合のリスク・ウェイトは、下記表のとおり (第 67 項。ただし、第 60 項の要件を充足していることが必要)

LTV	50%以下	50%超 60%以下	60%超 80%以下	80%超 90%以下	90%超 100%以下	100%超
リスク・ウェイト	30%	35%	45%	60%	75%	105%

- 第 60 項の要件を充足していない場合には、150%のリスク・ウェイトが適用される
- また、次のようなエクスポージャーのタイプについては、「弁済が物件から生じるキャッシュ・フローに重要な点で依存していない場合」の居住用物件に対するエクスポージャーのリスク・ウェイトが適用される
  - ・ 最大の利用目的が債務者の居住用である場合
  - ・ 収益型の住宅物件により保全されたエクスポージャーであって、各国規制当局が定義する一定数未満の不動産または住宅ユニットを担保に入れている債務者個人がに対するもの
  - ・ 居住用不動産により保全され、個人が保有する法人等に対するエクスポージャーのうち、規制当局が「その主目的が住宅である」と判断したもの
  - ・ 居住用不動産により保全された非営利法人が所有する住宅 など

(出所) 最終化文書第 67~68 項

## 3) 商業用不動産により保全されたエクスポージャー

## ■図表2-2-23 商業用不動産①

商業用不動産とは：第 63 項に定義される居住用不動産以外の不動産をいう（A commercial real estate exposure is an exposure secured by any immovable property that is not a residential real estate as defined in paragraph 63.）

商業用不動産のうち：弁済が物件から生じるキャッシュ・フローに重要な点で依存していない場合  
（Repayment is materially dependent on cash flows generated by property）

商業用物件のうち、返済原資がおもに物件からの収益に依存していない（Repayment is not materially dependent on cash flows generated by property）場合のリスク・ウェイトは、第 60 項の要件を満たしている場合には下記表のとおり（第 70 項）

LTV	60%以下	60%超
リスク・ウェイト	「60%」、「相手先のリスク・ウェイト」のうち小さい方	相手先のリスク・ウェイト

- 第 70 項のリスク・ウェイトにかわって、第 60 項の要件を充足しており、かつ、第 73～75 項の規定が適用できない場合には、その国の規制当局は物件価値の 55%部分まで 60%のリスク・ウェイトを適用することを認めることができる（残存部分は相手先に応じたリスク・ウェイトを適用する）
- 第 60 項の要件を充足していない場合であって、かつ、第 73 項（商業用不動産②）、第 74～75 項（ADC エクスポージャー）の規定が適用できない場合には相手先（カウンターパーティ）のリスク・ウェイトが適用される（第 72 項）

## ■図表2-2-24 商業用不動産②

商業用不動産のうち：弁済が物件から生じるキャッシュ・フローに重要な点で依存している場合  
（Repayment is materially dependent on cash flows generated by property）

商業用物件のうち、返済原資がおもに物件からの収益に依存している（Repayment is materially dependent on cash flows generated by property）場合のリスク・ウェイトは、第 60 項の要件を満たしていて、かつ、第 74～75 項の規定が適用できない場合は、下記表のとおり（第 73 項）

LTV	60%以下	60%超 80%以下	80%超
リスク・ウェイト	70%	90%	110%

- ただし、第 60 項の要件を充足していない場合には 150%のリスク・ウェイトが適用される
- なお、返済原資については賃料のほか、当該商業用物件の売却も含まれる

## 4) 土地取得、開発、建設向けエクスポージャー（ADC）

## ■図表2-2-25 ADC

土地取得、開発、建設向けエクスポージャー（Land acquisition, development and construction (ADC) exposures）

第 75 項の要件を満たす場合→100%

- 第 60 項に定めるような健全性原則を充足するような建設基準を採用していること
- プリセール、プレ・リース契約などが当該契約全体のかなりの部分を占めているか、または資本の相当な部分を占めている
- こうしたプリセール、プレ・リース契約などについては法的な拘束条項が存在しているか、または前金などが預託されていることで履行が確実であることが必要

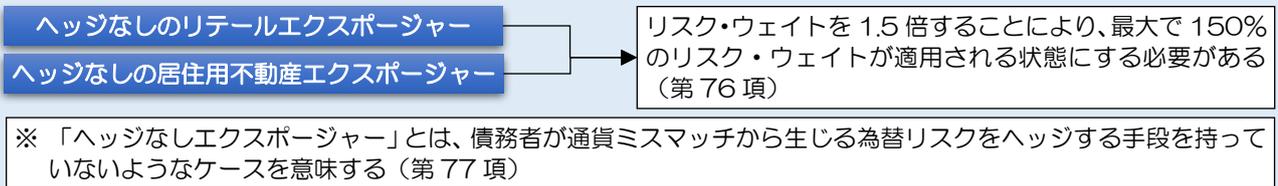
第 75 項の要件を満たさない場合→150%（第 74 項）

## ⑪ その他の取扱い

## 1) 通貨のミスマッチに関する乗数調整

最終化文書第 76 項によると、一部のエクスポージャーに関して通貨に関するミスマッチが生じている場合には、リスク・ウェイトを 1.5 倍にする、という「乗数調整」が必要です。

## ■図表2-2-26 通貨のミスマッチに関する乗数調整



(出所) 最終化文書より当社作成

## 2) オフバランスシート項目

オフバランスシート項目 (Off-balance sheet items) については、現行のバーゼルⅡ規制と同様、想定元本に「クレジット・コンバージョン・ファクター (CCF、掛目)」を乗じて与信相当額を求めるという構造です。

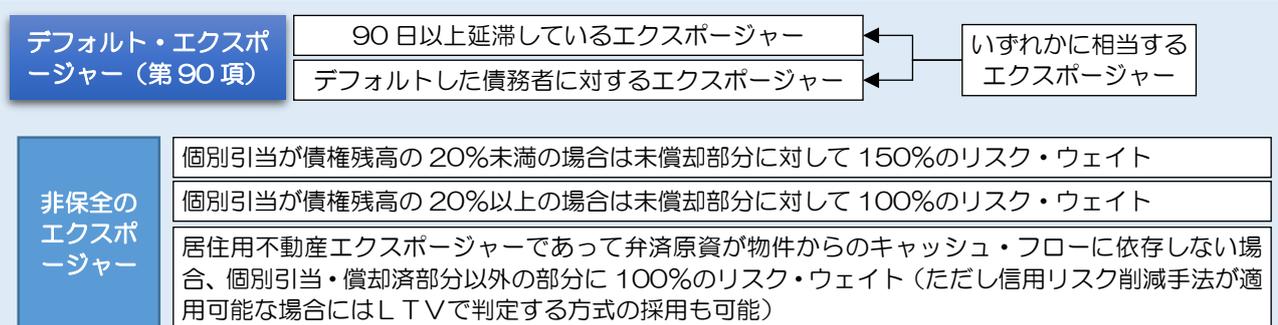
## ■図表2-2-27 オフバランスシート項目

CCF (Credit conversion factors、つまり「掛目」) (第 78 項以降)		
100%	● スタンドバイLC、支払承諾、アクセプタンスなど ● レポ取引、リバースレポ取引など	第 79 項
50%	● NIF、リボルビング・アンダーライティング・ファシリティ (RUF) など ● 取引連動型の項目 (パフォーマンス・ボンド、保証、スタンドバイレターなど)	第 80 項 第 81 項
40%	コミットメント (期間を問わない。より低い CCF が適用されるケースを除く)	第 82 項
20%	短期の信用状など	第 83 項
10%	任意の時期に取り消し可能なコミットメントなど	第 84 項

(出所) 最終化文書より当社作成

## 3) デフォルト・エクスポージャー

デフォルト・エクスポージャーについては、「90 日以上延滞している債権」、または「デフォルトした債務者に対するエクスポージャー」として定義されます。デフォルトエクスポージャーに該当した場合には、基本的には償却・引当のうえで残存部分に 100% または 150% のリスク・ウェイトが適用されます。



(出所) 最終化文書第 90~94 項より当社作成

## 4) その他の資産

その他の資産については、①現金、②金についてはゼロ%のリスク・ウェイト、回収途上にある現金については 20% のリスク・ウェイトが、それ以外の資産については 100% のリスク・ウェイトが、それぞれ適用されます (第 95~97 項)。

### (3) 内部格付手法の概要

#### ① 内部格付手法の主な修正点

最終規則では、内部格付手法（IRB）についていくつかの修正が加えられています。

■図表2-3-1 内部格付手法の主な修正点

① 金融機関や大企業へのA-IRBの適用の廃止	先進的内部格付手法（A-IRB）採用行については、金融機関や年間連結売上高5億ユーロ超の大企業に対するA-IRBの適用が廃止される
② 株式等エクスポージャー	株式等エクスポージャーについては内部格付手法の取扱いが廃止され、標準的手法（SA）に集約される
③ パラメーターのフロア	PD、LGDにフロアが設けられ、あわせてオフ・バランスシート項目のEADについても、標準的手法（SA）に準拠した場合の50%という制限が設けられる
④ スケーリング・ファクターの廃止	内部格付手法に基づく信用リスク・アセットに乗じられていた1.06倍という「スケーリング・ファクター」については廃止される
⑤ LGDの変更	(i) 適格金融資産担保以外の担保に係るヘアカット率を上昇させるとともに、LGDパラメーターについて低下させる (ii) 担保のない非金融法人向けエクスポージャーに係るLGDパラメーターを45%から40%に低下させる
⑥ ソブリン・エクスポージャーの削除	内部格付手法を採用している金融機関が内部格付手法の適用対象としなければならないアセット・クラスからソブリン（中央政府）エクスポージャーが削除された
⑦ ダブル・デフォルト効果の規定の削除	ヘッジ活動に関する所要自己資本の算出に設けられていた、「ダブル・デフォルト効果」の容認規定が削除された
⑧ 大規模金融機関向けのスケーリング・ファクター	1000億米ドル以上の総資産規模を持つ金融機関や規制が適用されていない金融機関に対して、コリレーション・パラメーターを1.25倍する取扱いが適用される

(出所) 最終規則およびHigh level summary([https://www.bis.org/bcbs/publ/d424\\_hlsummary.pdf](https://www.bis.org/bcbs/publ/d424_hlsummary.pdf))等を参考に、当社作成

#### ② A-IRBの適用制限

先進的内部格付手法（Advanced internal rating-based approach, A-IRB）採用行においては、A-IRBの適用対象となるエクスポージャーが制限されます（図表3-3-2）。

■図表2-3-2 A-IRBの適用制限

	SA	F-IRB	A-IRB	スロットティング・クライテリア
年間連結売上高5億ユーロを超える企業に対するエクスポージャー	適用可能	適用可能	適用不可	適用不可
銀行その他の金融機関に対するエクスポージャー	適用可能	適用可能	適用不可	
上記以外のエクスポージャー	適用可能	適用可能	適用可能	
株式等エクスポージャー	適用可能	適用不可	適用不可	
特定貸付債権（SL）	適用可能	適用可能	適用可能	

(出所) 最終規則およびHigh level summary([https://www.bis.org/bcbs/publ/d424\\_hlsummary.pdf](https://www.bis.org/bcbs/publ/d424_hlsummary.pdf))等を参考に、当社作成

### ③ パラメーター・フロア

今回の最終規則では、内部格付手法の適用に伴うパラメーターにフロアが設けられました。

#### ■図表2-3-3 PD、LGDのフロア

区分		PDフロア	LGDフロア (無担保)	LGDフロア (担保付の場合)	
事業法人等向け		0.05%	25%	金融資産担保	0%
				債権担保	10%
				不動産担保	10%
				その他物上担保	15%
リテール向け	モーゲージ	0.05%	N/A	5%	
	QRREトランザクター	0.05%	50%	N/A	
	QRREリポルバー	0.10%	50%	N/A	
	その他のリテール	0.05%	30%	金融資産担保	0%
				債権担保	10%
				不動産担保	10%
その他物上担保				15%	

(出所) 最終規則およびHigh level summary([https://www.bis.org/bcbs/publ/d424\\_hlsummary.pdf](https://www.bis.org/bcbs/publ/d424_hlsummary.pdf))等を参考に、当社作成。なお、QRREとは「適格リボルビング資産」(Qualifying revolving retail exposures)

また、内部格付手法を適用する際のEADについてもフロアが設けられています。

#### ■図表2-3-4 EADフロア

<b>EADの額</b>	内部格付手法におけるEADの額は、次の合計額を下回ってはならない	
オン・バランスシート項目	+	オフ・バランスシート項目について、標準的手法に基づく掛目(Credit Conversion Factor, CCF)を乗じた金額

(出所) 最終規則およびHigh level summary([https://www.bis.org/bcbs/publ/d424\\_hlsummary.pdf](https://www.bis.org/bcbs/publ/d424_hlsummary.pdf))等を参考に、当社作成

## (4) その他の修正点等

### ① CVAリスク・フレームワークの概要

CVAリスクについては、アプローチが2つに集約されるとともに、内部モデル方式が廃止されることとされました。なお、デリバティブの想定元本が一定金額以下の場合の簡便法も準備されています。

#### ■図表2-4-1 CVAリスク・フレームワークの概要

##### ①CVAの3つのアプローチ

BA-CVA	基礎的手法 (Basic Approach) に基づくCVAリスク。SA-CVAの承認を受けていない金融機関はこの手法に基づいてCVAを計算する必要がある
SA-CVA	標準的手法 (Standardised Approach) に基づくCVAリスク。使用するには当局の承認を要する
簡便法	(詳細については下記③参照)

##### ②内部モデル方式の廃止

BCBSはCVAリスクがトレーディング勘定の大部分と比べてしばしば複雑であると考えており、このようなリスクは健全性規則上、モデル化できないと結論付け、内部モデル方式は採用しないこととした

##### ③1000億ユーロ以下の簡便規定

中央清算機関で清算集中されないデリバティブ取引の想定元本合計額が1000億ユーロ以下である金融機関は、カウンターパーティ・リスク (CCR) の100%相当額をCVAリスク相当額として採用することができるという簡便法を採用することができる

(出所) High level summary ([https://www.bis.org/bcbs/publ/d424\\_hlsummary.pdf](https://www.bis.org/bcbs/publ/d424_hlsummary.pdf))等を参考に、当社作成

### ② オペレーショナル・リスクの概要

オペレーショナル・リスクについては、先進的計測手法 (advanced measurement approach, AMA) が廃止され、単一の方法に集約されました。

#### ■図表2-4-2 オペレーショナル・リスクの概要

##### ①AMAの廃止と手法の統合

基礎的手法 (SA)、粗利益配分手法 (BIA)、先進的計測手法 (AMA) と、3種類の方法を、単一の手法に集約する (とくに内部モデルに基づくAMAを廃止する)

##### ②標準的測定手法の2要素

- (i) その金融機関の収益:「利息、リース、配当」、「役務取引収益」、「金融収益」の3つの要素 (BI)  
 (理由) 一般に収益が増大する時にオペリスクが増大すると考えられるため。
- (ii) その金融機関の過去10年以上における損失平均値×15倍 (LC)  
 (理由) その金融機関の過去の損失は将来のオペリスク損失を予測すると考えられるため。

##### ③計算式

オペリスク相当額 =  $BIC \times ILM$

- BICとは Business Indicator Component、つまり事業指標要素
- ILMとは the Internal Loss Multiplier、つまり社内損失乗数
- BIとは Business Indicator、つまり事業指標 (上記② (i) の3要素)
- LCとは Loss Component、つまり損失要因
- BICの計算式は次のとおり

$$BIC = \sum (\alpha_i \cdot BI_i)$$

なお、 $\alpha$  はBIのバケットに応じて右表のとおり⇒

- ILMの計算式は次のとおり

$$ILM = \ln \left[ \exp(1) - 1 + \left( \frac{LC}{BIC} \right)^{0.8} \right]$$

BI bucket	BI range	$\alpha_i$
1	$\leq 10$ 億ユーロ	0.12
2	$10$ 億ユーロ $< BI \leq 300$ 億ユーロ	0.15
3	$> 300$ 億ユーロ	0.18

(出所) High level summary ([https://www.bis.org/bcbs/publ/d424\\_hlsummary.pdf](https://www.bis.org/bcbs/publ/d424_hlsummary.pdf))等を参考に、当社作成

### ③ レバレッジ比率の概要

レバレッジ比率については、G-SIBs（グローバルなシステム上重要な金融機関）に対し、「資本保全バッファ」と同様の考え方が導入されます。

■図表2-4-3 G-SIBとレバレッジ・バッファ

①原則	G-SIBに対しては、「G-SIBに対するCET1バッファ」の50%に相当する、「レバレッジ比率バッファ」が適用される (i) リスク・アセットに対するCET1比率： 最低4.5%+資本保全バッファ-2.5%+G-SIBバッファ (ii) Tier1レバレッジ比率： 最低3%+G-SIBレバレッジ比率バッファ（(i)でいうG-SIBバッファの50%）																		
②具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ある金融機関のG-SIBバッファが1%だったと仮定すると、この金融機関が充足すべき、リスク・アセットに対するCET1比率は8%である（4.5%+2.5%+1%）</li> <li>●このとき、この金融機関の「Tier1レバレッジ比率バッファ」は3.5%である（最低3%+バッファ部分1%×50%）</li> <li>●バッファを充足していなかった場合には、配当等の社外流出規制（利益留保）の適用を受ける</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #0056b3; color: white;"> <th>CET1÷リスク・アセット</th> <th>Tier1レバレッジ比率</th> <th>利益留保率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.5~5.375%</td> <td>3~3.125%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>&gt;5.375~6.25%</td> <td>&gt;3.125~3.25%</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>&gt;6.25~7.125%</td> <td>&gt;3.25~3.375%</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>&gt;7.125~8%</td> <td>&gt;3.375~3.5%</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>&gt;8%</td> <td>&gt;3.5%</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>たとえば利益留保率100%が適用されてしまう金融機関の場合、配当等の社外流出を行うことができない</p>	CET1÷リスク・アセット	Tier1レバレッジ比率	利益留保率	4.5~5.375%	3~3.125%	100%	>5.375~6.25%	>3.125~3.25%	80%	>6.25~7.125%	>3.25~3.375%	60%	>7.125~8%	>3.375~3.5%	40%	>8%	>3.5%	0%
CET1÷リスク・アセット	Tier1レバレッジ比率	利益留保率																	
4.5~5.375%	3~3.125%	100%																	
>5.375~6.25%	>3.125~3.25%	80%																	
>6.25~7.125%	>3.25~3.375%	60%																	
>7.125~8%	>3.375~3.5%	40%																	
>8%	>3.5%	0%																	

（出所） High level summary([https://www.bis.org/bcbs/publ/d424\\_hlsummary.pdf](https://www.bis.org/bcbs/publ/d424_hlsummary.pdf))等を参考に、当社作成

### ④ アウトプット・フロア

信用リスク・アセットに関する内部格付手法（IRB）を含めた「内部モデル方式」（internally-modelled based approach）を使っている金融機関については、「アウトプット・フロア」が適用されます。

■図表2-4-4 アウトプット・フロア（※コロナによる延期適用前）

① 取扱い	次の(i)(ii)のうち大きい方の金額を、その金融機関のリスク・アセットの額とする (i) 当局承認に基づき内部モデル方式などを採用している場合は、その採用する方式に基づき計算したリスク・アセットの額 (ii) すべてのリスク・アセットを標準的手法に基づいて計算したリスク・アセットの額×72.5%												
② 経過措置	<p>アウトプット・フロアの経過措置は次のとおり（※ただし、コロナによる延期適用前）。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #0056b3; color: white;"> <th>2022年~</th> <th>2023年~</th> <th>2024年~</th> <th>2025年~</th> <th>2026年~</th> <th>2027年~</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50%</td> <td>55%</td> <td>60%</td> <td>65%</td> <td>70%</td> <td>72.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>→現実にはこれよりもそれぞれ1年遅れる →なお、いずれも同年の1月1日以降の適用</p>	2022年~	2023年~	2024年~	2025年~	2026年~	2027年~	50%	55%	60%	65%	70%	72.5%
2022年~	2023年~	2024年~	2025年~	2026年~	2027年~								
50%	55%	60%	65%	70%	72.5%								

（出所） High level summary([https://www.bis.org/bcbs/publ/d424\\_hlsummary.pdf](https://www.bis.org/bcbs/publ/d424_hlsummary.pdf))等を参考に、当社作成

## (5) 本邦金融庁の整備方針

### ① 金融庁の文書

金融庁は2020年12月24日、バーゼルⅢに関連した文書を公表しました。ここではSA、IRB、CVA、マーケットリスクについて概観しましょう。

#### ■図表2-5-1 金融庁『最終化されたバーゼルⅢの国内実施に関する規制方針案』

バーゼルⅢ最終化の国際合意1については、本邦では令和5年(2023年)3月期からの実施を予定している2。国内実施に向けた告示改正案については、来年6月までを目途にパブリック・コメントに付す予定であるが、今般、その方針案を別紙のとおり公表する。

別紙においては、

- 国際合意で当局裁量とされている事項等に関する本邦での適用方法とともに、
- 国内基準金融機関の特性に鑑みて簡素な規制枠組みを用意するなど、国際合意と異なる取扱いを行う点を中心に記載している。

なお、今後の国際的な議論の動向や本邦金融機関の状況等を踏まえ、別紙に示した方針・予定に変更があり得る。

※金融庁では、本規制方針案へのご意見を令和3年1月29日(金)までの間、受け付けております。今後の告示改正案作成の参考として活用させていただきますので、健全性基準室までご意見をお寄せください。

(出所) 金融庁ウェブサイト・2020年12月24日付『最終化されたバーゼルⅢの国内実施に関する規制方針案』

### ② 信用リスク・標準的手法(SA)

#### ■図表2-5-2 信用リスク・標準的手法(SA)

項目	国際合意の概要	国内における取扱い
(1) 与信先に対するデュー・デリジェンス	金融機関向け債権や事業法人向け債権等に対するデュー・デリジェンスについて、与信発生時及びその後定期的(少なくとも年1回)に、内部格付や第三者機関の分析等を活用して与信先のリスク・プロファイルを評価し、外部格付よりも高いリスク特性が判明した場合には、少なくとも一段高いリスク・ウェイトを適用するよう調整することが求められる。	本邦の融資実務においては、外部格付に過度に依存することなく、与信先の実態や状況を適時適切に反映した信用格付を付与する態勢が(金融機関の規模等に依りて)広く定着しているところである。こうした実務を踏まえ、与信先に対してどのようなデュー・デリジェンスを行っていったら国際合意上の要件を満たすものと考えられるのか、また、各金融機関に求められるリスク・ウェイトの調整方法等について、Q&Aで明確化する予定である。
(2) 金融機関向け債権	金融機関向け債権のリスク・ウェイトについては、規制上外部格付の利用が認められている地域においては、与信先の(暗黙の政府支援を加味しない)外部格付を参照して設定される。参照する外部格付については、当局裁量により、規制の実施から5年間は政府支援を加味した外部格付を参照することが可能とされた。また、与信先に対する定期的なデュー・デリジェンスを実施することが求められる。また、規制上外部格付の利用が認められていない地域においては、自己資本比率規制の充足度等を参照してリスク・ウェイトが設定される。なお、規制上外部格付の利用が認められている地域における無格付の金融機関向け債権のリスク・ウェイトも、同様の方式で設定される。他方で、当局裁量により、(協同組織金融機関などの)金融機関は、自身と同一のグループまたはネットワークに属する金融機関に対する債権については、上記の方法に基づくリスク・ウェイトよりも低いリスク・ウェイトを適用することが可能とされた。	与信先となる金融機関の(暗黙の政府支援を加味しない)外部格付を参照してリスク・ウェイトを設定する方式とともに、与信先に対する定期的なデュー・デリジェンスを定めることとする予定である。なお、国際合意上認められた当局裁量に基づき、暗黙の政府支援を加味しない外部格付の使用については、経過措置を設ける予定である。また、協同組織金融機関及び系統金融機関によるそれらの中央機関向け預け金のリスク・ウェイトについては、当局裁量に基づき、現行の水準を維持する予定である。
(3) 中堅中小企業の定義	無格付の中堅中小企業(SME)向け債権に適用されるリスク・ウェイトが100%から85%に引き下げられる。また、SMEの定義は、「売上高5,000万ユーロ以下の企業」となる。	SMEについては、国際合意に従って、「売上高50億円以下の企業」と定義する予定である。他方で、システム対応に相應の時間を要すること等を踏まえ、SAを採用する国内基準金融機関に対しては、経過措置において十分な移行期間を設ける予定である。

項目	国際合意の概要	国内における取扱い
(4) 株式、株式を除く劣後債権及び資本性商品	投機的な非上場株式については 400%、その他の株式については 250%、株式を除く劣後債権や資本性商品については 150% のリスク・ウェイトが適用される。	国際合意に従ったリスク・ウェイトを規定する予定である。なお、国際合意上、例示として、顧客との長期的な取引関係を構築するための株式保有・取得や、与信先の事業再生のためのデット・エクイティ・スワップに伴う株式取得は、投機的な非上場株式には該当しないとされており、本邦においても、非上場株式のうち 250% のリスク・ウェイトが適用されるものの範囲について Q&A で明確化する予定である。例えば、国際合意に従って、以下のような非上場株式を含めることとする予定である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 顧客との長期的な取引関係を構築するための株式保有・取得</li> <li>● 事業再生のためのデット・エクイティ・スワップに伴う株式取得</li> </ul>
(5) トランザクターの定義	規制上のリテール債権のうち以下のいずれかの要件を満たす債務を有するものが「トランザクター」と定義され 45% のリスク・ウェイトが適用される。 ① クレジットカードやチャージカード等のファシリティに関連して、過去 12 ヶ月間において債務残高を各予定期日に全額返済していること ② 当座貸越に関連する債務者の場合、過去 12 ヶ月間において当座貸越を利用していないこと	トランザクターのリスク・ウェイト 45% を適用可能とするとともに、その要件について以下のような点を中心に Q&A で明確化する予定である。まず、左記①の要件については、クレジットカードのショッピング枠（一括払い）が想定されており、過去 12 ヶ月間にわたり利用残高の全額が所定の引落日に遅延なく引き落とされていることをもって充足され得ると考えられる。左記②の要件については、規制上のリテールとして取り扱われる債務者の当座貸越（個人向けカードローンを含む）が、過去 12 ヶ月間にわたり利用実績がない（利用残高が零である）ことをもって充足され得ると考えられる。なお、左記①及び②の要件における「過去 12 ヶ月間」の起算日については、一貫性を確保することを前提に各金融機関の実務に沿った取扱いを認める予定である。
(6) 居住用及び商業用不動産関連債権	居住用及び商業用不動産関連債権について、LTV（担保価値（貸出実行時の値）に対する貸出金総額の割合）に基づきリスク・ウェイトが設定される。加えて、返済原資が貸出金の担保物件から生じるキャッシュ・フローに著しく依存する場合は、より保守的なリスク・ウェイトが適用される。また、不動産関連融資の（リスク・ウェイトの判定に用いる LTV の算出において考慮できる担保に関する）適格要件の一つとして、金融機関が「第一順位の抵当権を保有」していることが定められている。	本邦において不動産関連債権とは、特定の不動産の建設・取得等を資金使途とした融資を指すものとし、事業者の運転資金等の融資は、仮に担保として不動産が設定されていたとしても、不動産関連債権には該当しないものとする予定である。国際合意に従って、居住用及び商業用不動産関連債権のリスク・ウェイトを規定する予定である。また、「返済原資が貸出金の担保物件から生じるキャッシュ・フローに著しく依存する場合」の判断基準については、Q&A で明確化する予定である。ただし、規制の簡素さを確保する観点から、SA を採用する国内基準金融機関については、住宅ローンに係る現行の 2 段階の LTV に基づくリスク・ウェイトも適用可能とするとともに、「返済原資が貸出金の担保物件から生じるキャッシュ・フローに著しく依存する場合」については、保守的な 2 段階のリスク・ウェイト（LTV が 100% 超の場合はリスク・ウェイト 105%、LTV が 100% 以下の場合はリスク・ウェイト 75%）も適用可能とする予定である。また、不動産関連融資の適格要件については、住宅ローンに関し、住宅金融支援機構その他の公的機関が第一順位の抵当権を設定している場合であって、担保余力があり、かつ当該住宅ローンに関する抵当権が次順位であるときは、不動産関連融資の適格要件を満たしているものとする予定である。
(7) オフ・バランス取引の掛目	オフ・バランス取引について、特に「無条件に取消可能なコミットメント（UCC）」の CCF が 0% から 10% に引き上げられる。他方で、一定の要件を満たす契約については、各国当局の裁量により CCF 10% の適用除外とすることができる。	国際合意に従って、CCF を規定する予定である。その際、国際合意で認められているとおり、一定の要件を満たす「無条件に取消可能なコミットメント」を CCF 10% の適用除外とする予定である。

(出所) 金融庁ウェブサイト・2020 年 12 月 24 日付『[最終化されたパーゼルⅢの国内実施に関する規制方針案](#)』

## ③ 内部格付手法

## ■図表2-5-3 信用リスク・内部格付手法（IRB）

項目	国際合意の概要	国内における取扱い
(8) パラメータ推計	<p>国際合意において、以下のような点が明確化・見直しされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● PD 推計に用いるデフォルト実績データについての明確化           <ul style="list-style-type: none"> <li>→ デフォルト実績が多い年と少ない年を適切に反映した実績データを用いること</li> <li>→ PD 推計値の基礎となる実績デフォルト頻度の計測に関する計算方法（長期平均 PD を件数平均で算出すること）</li> </ul> </li> <li>● EAD 推計手法の見直し・明確化：           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 推計に用いる実績データにおいて、デフォルト前の状態の補正時点をデフォルトの 12 ヶ月前とするフィックス・ホライズン法へ一本化</li> </ul> </li> </ul>	<p>こうしたパラメータ推計手法の明確化と見直しについては国際合意に従って規定する予定であるが、データ整備や検証等に相応の時間を要することが想定されるため、一定の経過措置を設ける予定である。</p>
(9) 資産区分	<p>IRB の適用対象となる資産区分を限定した上での承認が認められる。</p>	<p>金融機関のビジネスモデル等によっては信頼性のある信用リスク・アセットの算出を行い難い合理的な理由のある資産区分が存在し得ることを考慮し、当該資産区分を適用対象に含めない限定的な IRB の採用を認める予定である。また、既存の IRB 採用金融機関においても、信頼性のある信用リスク・アセットの算出を行い難い合理的な理由のある資産区分が存在する場合は、当局の承認を得た上で、当該資産区分について IRB を適用しない取扱いとする予定である。</p>

（出所） 金融庁ウェブサイト・2020年12月24日付『[最終化されたバーゼルⅢの国内実施に関する規制方針案](#)』

## ④ 信用評価調整（CVA）リスク

## ■図表2-5-4 CVAリスク

項目	国際合意の概要	国内における取扱い
(10) 簡便法によるCVAリスク相当額の産出	<p>非清算店頭デリバティブの合計想定元本額が1,000億ユーロ以下の金融機関は、標準的方式（SA-CVA）又は基礎的方式（BACVA）に代えて、簡便法を用いてCVAリスク相当額を算出することができる。ただし、当局は、金融機関のデリバティブ・ポジションから発生するCVAリスクが、当該金融機関のリスク全体に重要な影響を与えると判断する場合には、簡便法の採用を禁止することができる。</p>	<p>国際基準金融機関については、簡便法の選択を認めないこととする予定である。国内基準金融機関については、CVAリスク計測の対象となるデリバティブ取引の合計想定元本額が10兆円以下である場合には、簡便法の採用を認めることとする予定である。その際、簡便法による資本賦課の水準は、現行規制における簡便的リスク測定方式と同様、「デリバティブ取引の信用リスク・アセットの額に12%を乗じて得た額」とする予定である。</p>
(11) BA-CVAにおける内部格付の外部格付への割当	<p>BA-CVAにおけるリスク・ウェイトは取引相手の外部格付に応じて設定されるが、外部格付がない場合等には、金融機関は当局の承認を得て、内部格付を外部格付に割り当てることによりリスク・ウェイトを設定することができる。</p>	<p>IRB採用金融機関については、その内部格付制度に基づき内部格付を外部格付に割り当てる方法で、外部格付を有しない取引相手のリスク・ウェイトを設定することを認める（IRBを採用することにつき当局の承認を得ていることを前提に、当該方法を用いることについては承認不要とする）予定である。</p>

（出所） 金融庁ウェブサイト・2020年12月24日付『[最終化されたバーゼルⅢの国内実施に関する規制方針案](#)』

⑤ マーケット・リスク

項目	国際合意の概要	国内における取扱い
(20) バンキング勘定とトレーディング勘定の境界	バンキング勘定とトレーディング勘定の境界については、具体的な商品リストを提示することで勘定間の境界が明確化されている。また、トレーディング勘定への計上が想定される商品をバンキング勘定に分類する場合には、当局の承認が必要とされ、その際、金融機関はトレーディングを目的とする保有ではないことを反証することが求められる。	勘定間の厳格な分類を告示に規定する予定である。その際、金融機関がトレーディング勘定に分類することが想定される商品をバンキング勘定に分類しようとする場合には、当局が作成するフォーマットに従って、トレーディングを目的とする保有ではないことを反証し当局の承認を得ることが求められることとする予定である。
(21) 指数等のネット・ポジションの範囲	バンキング勘定において、クレジット又は株式のネット・ショート・ポジションは、トレーディング勘定に分類し、マーケット・リスク相当額の対象とすることが求められている。	バンキング勘定において、指数等の全体のショート・ポジションがロング・ポジションに対するヘッジ取引として取り組まれている場合には、指数を構成する個別銘柄ベースでのショート・ポジションはトレーディング勘定に分類することは不要とする予定である。ただし、指数等の全体のショート・ポジションがロング・ポジションに対してオーバーヘッジとなっている場合には、当該オーバーヘッジとなっているショート・ポジション部分はネット・ショート・ポジションとみなされ、トレーディング勘定への分類が求められることとする予定である。このほか、ヘッジ対象となるロング・ポジションが存在せず、商品単独又は複数の商品の組み合わせによりネット・ショート・ポジションを発生させる商品については、トレーディング勘定への分類が求められることとする予定である。
(22) 内部モデル方式のデフォルト・リスク資本不可におけるソブリン等の取扱い	内部モデル方式を用いてデフォルト・リスク資本賦課を計測する場合は、PD のフロアとして0.03%が適用される。 他方で、標準的方式を用いて計測する場合は、信用リスクの枠組みにおいてリスク・ウェイトが零とされているソブリン等については、当局裁量によりデフォルト・リスクの掛目を零にできる。	内部モデル方式を用いてデフォルト・リスク資本賦課を計測する場合は、信用リスクの枠組みにおいてリスク・ウェイトが零とされているソブリン向けエクスポージャーについては、デフォルト確率のフロアを適用せず、資本賦課を求めないこととする予定である。
(23) 簡易的方式	バーゼル 2.5 までの「標準的方式」が、『トレーディング勘定の枠組みの抜本的な見直し(FRTB)』では「簡易的方式」と位置付けられている。	金融機関が以下の要件をいずれも満たす場合、簡易的方式を採用可能とする予定である。 ● 特定取引資産・負債の合計額が 1000 億円未満 ● 外国為替の全体のネット・ポジションが 1000 億円未満 また、上記の要件を満たさない金融機関の連結子会社について、そのマーケット・リスク相当額が金融機関全体のマーケット・リスク相当額の 1%未満である場合には、金融庁長官への届出を条件として、当該連結子会社のマーケット・リスク相当額の計測に簡易的方式を選択できることとする予定である。

■図表2-5-5 マーケット・リスク相当額の国内における取扱い

本邦の現行規制では、一定の金融機関についてマーケット・リスク相当額の算出を免除する「マーケット・リスク相当額の不算入特例」が設けられている。FRTB の国内実施後においても、同様の不算入特例を設ける予定であるが、下記のとおり不算入要件の一部を変更する予定である

不算入特例の要件	次の要件を満たす金融機関についてはマーケット・リスク相当額を不算入とすることを認める予定 ① 特定取引資産・負債の合計額が 1,000 億円未満であり、かつ、総資産の 10%未満であること ② 外国為替の全体のネット・ポジションが 1,000 億円未満であり、かつ、「外国為替の全体のネット・ポジションを他のリスク・アセットに加えた額」に対する外国為替の全体のネット・ポジションが 10%未満であること
不算入特例の判定頻度	上記①及び②の要件の判定は、金融機関の決算期毎に求めることとする予定である。なお、金融機関は、決算期毎にポジションが小さい基準日を恣意的に選択することがないよう、一貫した方法で判定を行うことが求められる。
ファンドの外国為替リスクの範囲と計測方法	上記②の外国為替のネット・ポジションの算出に際しては、バンキング勘定の取引についても、当該取引が外国為替リスクを伴う限り、算出対象に含まれるものとする予定である。したがって、バンキング勘定に属するファンド向け出資に係るエクスポージャーについても、当該エクスポージャーが外国為替リスクを伴う場合、外国為替のネット・ポジションを算出することとなる。その際、金融機関内部で設定された合理的な基準に基づき、ファンド毎に一貫性をもって適用することを前提に、以下のいずれかの方法により、外国為替のネット・ポジションを算出することを可能とする予定。 ● 当該ファンドの裏付けとなる個々の資産及び取引を把握し、当該資産及び取引の外国為替リスクを評価する方法（ルック・スルー方式） ● ルック・スルー方式に代わる簡易的かつ保守的な代替方式として、当該ファンドへの出資の基準通貨に基づき外国為替リスクを評価する方法

(出所) 金融庁ウェブサイト・2020年12月24日付『[最終化されたバーゼルⅢの国内実施に関する規制方針案](#)』

# 3 銀行自己資本告示案

## (1) 告示案の公表

金融庁は2021年9月28日付で、バーゼルⅢの国内実施に関連し、『[自己資本比率規制（第1の柱・第3の柱）における信用リスク、CVAリスク及びマーケット・リスクに係る告示の一部改正（案）等の公表について](#)』と題し、バーゼルⅢ最終化文書に関連し、告示案等を公表しています。

銀行告示案に関しては、公表されたのは次の6種類の新旧対照表です。

■図表3-1-1 金融庁の公表物（銀行自己資本比率告示・第1の柱部分のみ）

信用リスク 新旧対照表 ( <a href="#">PDF、全280ページ</a> )	→	信用リスク <a href="#">附則</a>
CVAリスク 新旧対照表 ( <a href="#">PDF、全68ページ</a> )	→	CVAリスク <a href="#">附則</a>
マーケット・リスク 新旧対照表 ( <a href="#">PDF、全254ページ</a> )	→	マーケット・リスク <a href="#">附則</a>
適用予定日…2023年3月31日 (※ただし国内基準行かつ標準的手法採用行などの要件を満たせば2024年3月31日以降)		

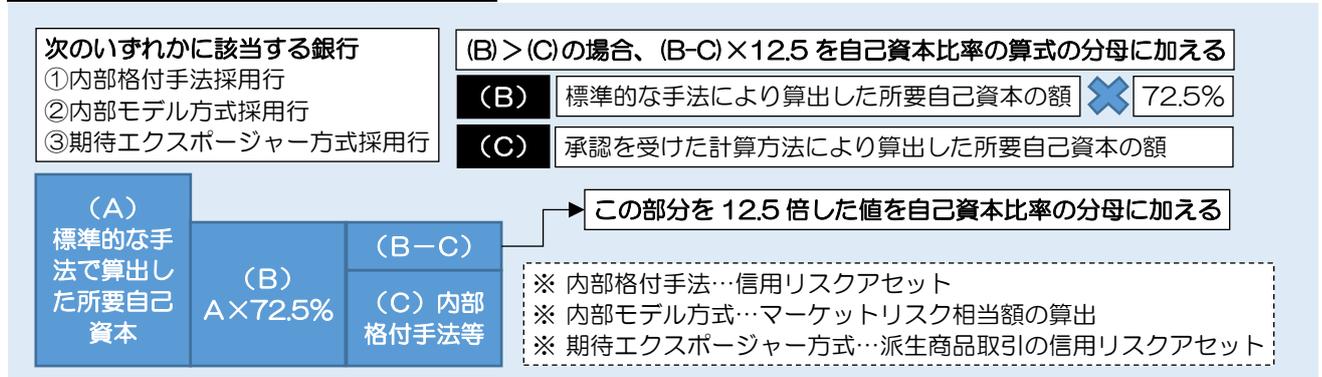
(出所) 金融庁ウェブサイト (<https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20210928-2.html>)

## (2) 信用リスク・アセット

### ① 資本フロア

信用リスク・アセットにおいては、内部格付手法等を使用している金融機関に対する資本フロアの規定が導入されます (※経過措置が設けられています)。

■図表3-2-1 資本フロア (72.5%)



■図表3-2-2 「標準的な手法で算出した所要自己資本」の意味

「標準的な手法により算出した所要自己資本の額」とは  右の額の合計額から、内部格付手法採用行における一般貸倒引当金の額につき、当該手法により算出した額を控除した額	信用リスクアセット	下記以外の部分	標準的手法	<※> 内部モデル方式採用行の場合 マーケット・リスク相当額の算出において内部モデル方式を適用する部分には標準的方式を用いる
		派生商品取引・長期決済期間取引の与信相当額	SA-CCR (第79条の2に定めるところにより与信相当額を算出)	
		証券化エクスポージャーに係る部分	銀行をSA採用行とみなして第8章に定めるところにより判定された手法	
		CVAリスクに係る部分	第8章の2に定めるところによりCVAリスク相当額の算出に適用した手法	
		マーケット・リスクに係る部分	標準的方式または簡易的方式<※>	
		オペレーショナル・リスクに係る部分	第304条に規定する標準的計測方式	

## ② デュー・ディリジェンス分析

標準的手法採用行は、エクスポージャーに対するリスク・ウェイトを判定するに際し、債務者の評価として、「デュー・ディリジェンス」（原文ママ）を行う必要があるとされています。

■図表3-2-3 デュー・ディリジェンス分析（第48条の2）

標準的手法採用行は、次に掲げる要件の全てを満たす個別のエクスポージャーに係る債務者の評価（デュー・ディリジェンス分析）を行うものとする（第48条の2）

- ① 内部の信用分析及び第三者による分析を用いて信用リスクを評価するための必要な体制が整備されていること
- ② 評価に係る情報を適時に把握するための必要な体制が整備されていること
- ③ 債務者が連結財務諸表を作成している場合及び標準的手法採用行が同一のグループに属するものとして管理している場合は、次に掲げる返済能力が評価されていること
  - イ 当該債務者自身の返済能力
  - ロ グループに含まれる親会社、子会社及び関連会社による資金援助又はこれらの会社において生じた問題が与える影響を考慮した返済能力
- ④ エクスポージャーに応じた適切なリスク・ウェイトを判定できるように、内部方針、評価プロセス、システム及び内部統制が整備されていること
- ⑤ 個別のエクスポージャーに係る債務者の評価の結果について、金融庁長官の求めに応じて提出できるよう整備されていること
- ⑥ 個別のエクスポージャーに係る債務者の評価を信用供与の実行時点及び年1回以上の頻度で実施していること

### DDの結果の対応

- デュー・ディリジェンス分析の結果、その信用状態が格付に対応する信用リスク区分の示す信用状態よりも高いリスクを有すると評価される場合は、当該格付に対応する信用リスク区分よりも一段階以上下位の信用リスク区分に応じたリスク・ウェイトを用いるものとする。
- 当該格付に対応する信用リスク区分よりも上位の信用リスク区分に応じたリスク・ウェイトは用いない
- この規定が適用される債務者と根拠条文は次のとおり。

債務者	根拠条文
国際開発銀行	第60条第2項
金融機関	第63条第5項
第一種金融商品取引業者	第63条第5項 (第64条第1項で準用)
自己資本比率規制等の適用を受ける保険会社	第63条第5項 (第64条の2第1項で準用)
法人等	第65条第2項
特定貸付債権（SL）	第65条の2第2項

## ③ リスク・ウェイト判定の全般的留意点

標準的手法においてリスク・ウェイトを判定するための全般的な留意点については、今回の告示案においても大きく変わる部分はありません。

■図表3-2-4 【ほぼ変更なし】全般的な信用リスク・アセット算出ルール

項目	ルール概要
1. 投資対象に複数の外部格付が付されている場合	適格格付機関の格付等が2以上ある場合であって、それらに対応するリスク・ウェイトが異なる場合は、最も小さいリスク・ウェイトから数えて2番目に小さいリスク・ウェイトを用いる。ただし、最も小さいリスク・ウェイトが複数の格付等に対応するものであるときは、当該最も小さいリスク・ウェイトを用いる（第53条）
2. 「非依頼格付」の取扱い	標準的手法採用行は、リスク・ウェイトの判定に当たり、非依頼格付を採用することはできない（但し中央政府に対するエクスポージャーを除く、第49条）
3. 中央政府向けエクスポージャー	中央政府向けエクスポージャーについては、適格格付機関が付与する外部格付だけでなく、カントリー・リスク・スコアを利用することが可能（第56条）
4. 金融機関向けエクスポージャー	金融機関や第一種金融商品取引業者（証券会社）に対するリスク・ウェイトは、その金融機関等が設立された国の格付やカントリー・リスク・スコアを利用する（第63条、第64条）
5. 外国公共部門向けエクスポージャー	中央政府・中央銀行以外の外国公共部門（一定のプロジェクトファイナンス等を除く）に対するエクスポージャーは、その外国公共部門が所在する国の中央政府に付与された格付やカントリー・リスク・スコアを利用してリスク・ウェイトを判定する（第59条、無格付の場合は100%）。なお「外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門」について告示第59条は「当該国における公共部門の定義による」と規定
6. 資産の時価評価	国内基準行の場合、その損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産については、時価による評価換え又は再評価を行わない場合の額とする（第48条第1項第1号）

（※注） 変更箇所のみ取消線で示す

### ④ リスク・ウェイトの総括表

バーゼルⅢ国内最終実施に伴い、格付等に応じたリスク・ウェイトに加え、あらたにLTVの概念を用いたリスク・ウェイトの判定ルールなども加わります。

■図表3-2-5 リスク・ウェイト総括表

■格付に応じたリスク・ウェイト			■不動産				
エクスポージャー	信用リスク区分	RW	区分	区分	RW		
中央政府及び中央銀行向けエクスポージャー（第56条、変更なし）	1-1	0%	自己居住用不動産（第68条）	LTV	第1抵当	第2抵当	
	1-2	20%		50以下	20%	20%	
	1-3	50%		50超60以下	25%	31.25%	
	1-4	100%		60超80以下	30%	37.5%	
	1-5	100%		80超90以下	40%	50%	
	1-6	150%		90超100以下	50%	62.5%	
				100超	70%	—	
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー（第59条第1号）	1-2-1	20%		非適格	75%		
	1-2-2	50%	国内行に対する容認規定（第68条の2）	抵当権により保全	35%		
	1-2-3	100%		抵当権で非保全	75%		
	1-2-4	100%		非適格	75%		
	1-2-5	150%					
国際開発銀行向けエクスポージャー（第60条）	2-1	20%	貸用不動産（第69条）	LTV	第1抵当	第2抵当	
	2-2	30%		50以下	30%	30%	
	2-3	50%		50超60以下	35%	43.75%	
	2-4	100%		60超80以下	45%	56.25%	
	2-5	100%		80超90以下	60%	75%	
	2-6	150%		90超100以下	75%	93.75%	
				100超	105%	—	
金融機関向けエクスポージャー（第63条第1項）	3-1	20%		非適格	150%		
	3-2	30%	国内行に対する容認規定（第69条の2）	抵当権により保全	75%		
	3-3	50%		抵当権で非保全	105%		
	3-4	100%		非適格	150%		
	3-5	150%					
カバード・ボンド向けエクスポージャー（第63条の2）	3-3-1	10%	事業用不動産（第70条）	LTV	第1抵当	第2抵当	
	3-3-2	20%		60以下	70%	70%	
	3-3-3	20%		60超80以下	90%	112.5%	
	3-3-4	50%		80超	110%	—	
	3-3-5	100%		非適格	150%		
法人等向けエクスポージャー（第65条）	4-1	20%	その他不動産（第70条の2）＜適格＞			60%	
	4-2	50%	ADC（第70条の3～）		非適格	150%	
	4-3	75%			適格	100%	
	4-4	100%	■格付に応じたリスク・ウェイト（短期）				
	4-5	150%	エクスポージャー				
※ デュー・ディリジェンス分析の結果、当該格に対応する信用リスク区分より一段階以上の信用リスク区分に応じたリスク・ウェイト用いなければならない場合がある			信用リスク区分				RW
■劣後債・株式等のリスク・ウェイト			金融機関向け短期エクスポージャーの容認規定（第63条第2項）				
区分	RW	3-2-1				20%	
劣後債権その他資本性証券のエクスポージャー（第75条の2）	150%	3-2-2				20%	
投機的な非上場株式に対する投資（第76条第1項第1号）	400%	3-2-3				20%	
投機的な非上場株式に該当しない投資（第76条第1項第2号）	250%	3-2-4				50%	
※ 株式のリスクウェイトについては5年間の過措置が設けられている			3-2-5				150%
			3-3-1				10%
			3-3-2				20%
			3-3-3				20%
			3-3-4				50%
			3-3-5				100%
			5-1				20%
			5-2				50%
			5-3				100%
			5-4				150%

なお、カンントリー・リスク・スコアを使用したリスク・ウェイトの判定についても引き続き使用されます。

■図表3-2-6 カントリー・リスク・スコアを使う場合

	0	1	2	3	4	5	6	7
中央政府及び中央銀行向けエクスポージャー（第56条、改正なし）	0%	0%	20%	50%	100%	100%	100%	150%
外国の中央政府当以外の公共部門向けエクスポージャー（第59条）（※）	20%	20%	50%	100%	100%	100%	100%	150%

（※）「当該公共部門の所在する国の中央政府に付与されたカンントリー・リスク・スコア」を使用する

以上の通り、標準的手法採用行においては、リスク・ウェイトはその相手先の種別に応じ、原則として外部格付に依拠して決定されますが、それ以外に、「格付と無関係に決定されるリスク・ウェイト」もあります。

■図表3-2-7 特定の資産に対するリスク・ウェイトの特例

種別	R/W	条文
【変更なし】現金（外国通貨及び金を含む）	0%	第55条
【変更なし】取立未済手形	20%	第73条
【変更なし】信用保証協会等により保証されたもの	0~10%	第74条
【ほぼ変更なし】重要な出資のエクスポージャー	1250%	第76条の2各号

（出所）銀行告示より当社作成

■図表3-2-8 格付等と無関係に決定されるリスク・ウェイト

■特定の資産に対するリスク・ウェイトの特例		
種別	R/W	条文
【変更なし】現金（外国通貨及び金を含む）	0%	第55条
【変更なし】取立未済手形	20%	第73条
【変更なし】信用保証協会等により保証されたもの	0~10%	第74条
【ほぼ変更なし】重要な出資のエクスポージャー	1250%	第76条の2各号
■円建てのエクスポージャーのうち、円建てで調達されたもの		
発行体	R/W	根拠
【変更なし】日本国政府及び日本銀行向け	0%	第56条第2項
【変更なし】わが国の地方公共団体向け（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く）	0%	第58条第1項
【変更なし】地方公共団体金融機構向け	10%	第60条の2
【変更なし】政府が一定の関与を行っている法人	10%	第61条第1項
【変更なし】地方三公社（土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社）	20%	第62条第1項
上記以外のものについてはリスク・ウェイト表に従う		
■国際決済銀行、国際開発銀行		
発行体	R/W	根拠
【変更なし】国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体→欧州連合	0%	第57条
【変更なし】国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行、A I I B	0%	第60条第2項
■【変更なし】我が国の政府関係機関向けエクスポージャーのうち、10%のリスク・ウェイトが適用されるもの		
区分	概要	第61条の根拠
当該法人が株式会社ではない場合	政府が過半を出資している法人	第1項第1号
	政府が出資している法人のうち、法律の定めるところにより当該法人の予算及び決算について国会の議決または主務大臣の認可を受けなければならない法人	第1項第2号
当該法人が株式会社である場合	政府が過半を出資している法人で、かつ、法律の定めるところにより、当該法人の予算について国会の議決または主務大臣の認可を受け、当該法人の決算報告書を国会に提出しなければならない法人	第1項第3号
	政府が過半を出資している法人で、かつ、法律の定めるところにより、当該法人の債券及び借入金の償還計画について、主務大臣の認可を受けなければならない法人	第1項第4号

### ⑤ 金融機関向けエクスポージャー

金融機関向けエクスポージャーについては、基本的には格付（または短期格付）に従いリスク・ウェイトを判定することとしつつ、外部格付が使用できない場合にはグレードA～Cに従って判定する、というプロセスを取ります。

■図表3-2-9 金融機関向けエクスポージャー

#### 金融機関向けエクスポージャー（第63条第1項）

次の者に対するエクスポージャー

- 自己資本比率規制金融機関（バーゼル委の自己資本規制等の適用を受ける者）
- 外国銀行
- 銀行持株会社
- 銀行持株会社に準ずる外国の会社

区分	3-1	3-2	3-3	3-4	3-5
金融機関向けエクスポージャー （第63条第1項）	20%	30%	50%	100%	150%
金融機関向け短期エクスポージャー （第63条第2項）	20%	20%	20%	50%	150%

※ 短期エクスポージャーについてはリスク区分について「3-1」を「3の2-1」などと読み替える  
 ※ なお、デュー・ディリジェンス分析によるリスク・ウェイトの調整が必要

■図表3-2-10 金融機関向けエクスポージャーの定義等

#### 「金融機関向け短期エクスポージャー」の定義（第63条第3項）

- ① 信用供与を行った日から満期までの期間が3カ月以内の金融機関向けエクスポージャー
- ② 信用供与を行った日から満期までの期間が6カ月以内の貿易取引に係る金融機関向けエクスポージャー（流動性の高い貿易関連偶発債務を含み、①を除く）

#### 金融機関向けエクスポージャーにかかる格付使用の注意点

（第63条第4項）※新告示適用日以降、5年間の適用猶予あり  
 標準的手法採用行は、第1項又は第2項において格付を用いる場合に、**暗黙の政府支援<※注>**を勘案していない格付を用いるものとする

#### <※>暗黙の政府支援とは？

- 国又は地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生じるおそれがある場合において法令（外国の法令を含む）に基づき金融機関に講ぜられる措置その他これに類する措置を自己資本比率規制金融機関に対して講じ得ること
- ただし、当該金融機関の株主又は債権者のみに損失を負担させる措置を除く

■図表3-2-11 外部格付が使えない場合のグレード別リスク・ウェイト

#### 金融機関向けエクスポージャーが無格付の場合（第63条第6項・第7項）

金融機関向けエクスポージャーが無格付の場合、そのリスク・ウェイトは「自己資本比率規制金融機関のグレード区分」に応じ、次の表のとおりとする。

グレード区分	A	B	C
原則（第6項）	40%	75%	150%
金融機関向け短期エクスポージャーの容認規定（第7項）	20%	50%	150%

※ 「自己資本比率規制金融機関のグレード区分」とは…「自己資本比率規制金融機関が無格付の場合の金融機関向けエクスポージャーにおける信用リスク評価の区分」のこと。

※ 「グレードA～C」の具体的な判定については、第63条第8項、第10項、第11項を参照。

■図表3-2-12 グレードA

グレードA	<p><b>グレードA (第63条第8項)</b> 次に掲げる要件の全てを満たす自己資本比率規制金融機関のグレード区分をAと判定する</p> <p>① 契約に従って債務を履行する能力を有しており、かつ、経済状況又は事業環境が悪化した場合においても当該能力を継続して維持することが見込まれること</p> <p>② 自己資本比率規制金融機関に適用される基準&lt;※&gt;を満たしていること ※ 各国が定めた自己資本比率規制金融機関に対する非公表の固有の基準を除く</p> <p>③ 前号に掲げる要件を当該自己資本比率規制金融機関が満たしていることを標準的手法採用行が確認するために必要な情報が公表されていること、または、当該情報が標準的手法採用行に適切に提供されていること</p>	<p>&lt;※&gt;グレードA・第63条第8項第2号の基準</p> <p><b>イ～ホの各号</b> → 国際統一基準行等（銀行、持株、信金、農中、商中）の最低自己資本比率（連単）と最低資本バッファ比率（連単）を満たしていること</p> <p><b>ハ～ヌの各号</b> → 国際統一基準行等（銀行、持株、信金、農中、商中）の最低レバレッジ比率（連単）を満たしていること</p> <p><b>ル、ラの各号</b> → 外国銀行等がイ（自己資本告示）・ハ（レバレッジ告示）と類似の基準を満たしていること</p> <p><b>ワ～ツ</b> → 国内基準行等（銀行、持株、信金、信組、労金、農協、漁協）の最低自己資本比率を満たしていること</p>	<p><b>原則</b> 40%</p> <p><b>短期</b> 20%</p>
	<p><b>30%RWの条件</b></p> <p>グレードAの金融機関のうち、リスク・ウェイト30%の適用が可能な場合（第63条第9項） 国際統一基準行等（イ～ホの各号）に対応する金融機関であって、連単のCET1比率14%以上、連単のレバレッジ比率が5%以上である金融機関等（同①～⑤）</p>		

■図表3-2-13 グレードB・グレードC

グレードB	<p><b>グレードB (第63条第10項)</b> 次に掲げる要件の全てを満たす自己資本比率規制金融機関のグレード区分をBと判定する（第8項の規定によりグレードAと判定されたものを除く）</p> <p>① 算出基準日において債務を履行する能力に疑義が生じていないこと</p> <p>② 当該自己資本比率規制金融機関が、第八項第二号ワからつままでに掲げる基準及び次に掲げる自己資本比率規制金融機関に適用される基準&lt;※&gt;を満たすこと ※ 各国が定めた自己資本比率規制金融機関に対する非公表の固有の基準を除く</p>	<p><b>原則</b> 50%</p> <p><b>短期</b> 75%</p>
	<p><b>グレードC (第63条第11項)</b> 次に掲げる場合のいずれかに該当する自己資本比率規制金融機関のグレード区分をCと判定する（第8項でグレードAと判定されたもの、第10項でグレードBと判定されたものを除く）</p> <p>① 算出基準日において債務を履行する能力に疑義がある又は既に債務を履行することができない状態にある場合</p> <p>② 自己資本比率規制金融機関に適用されるバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準が当該自己資本比率規制金融機関が設立された国又は地域の金融当局によって定められていない場合</p> <p>③ 自己資本比率規制金融機関に適用されるバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準が当該自己資本比率規制金融機関が設立された国又は地域の金融当局によって定められており、かつ、これらの基準を当該自己資本比率規制金融機関が満たしていない場合</p> <p>④ 自己資本比率規制金融機関に適用されるバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準が当該自己資本比率規制金融機関の設立された国又は地域の金融当局によって定められているときに、これらの基準を当該自己資本比率規制金融機関が満たしていることを標準的手法採用行が確認するために必要な情報が公表されておらず、かつ、当該情報が標準的手法採用行に適切に提供されていない場合</p> <p>⑤ 当該自己資本比率規制金融機関が所在する国又は地域の法令に基づき、当該金融機関に対する外部監査人の会計監査が義務付けられている場合において、過去12月以内に次に掲げる事項のいずれかが生じている場合 イ 財務諸表に対する監査報告書において外部監査人による不適正意見が表明されていること ロ 財務諸表における継続企業の前提に対して外部監査人による重大な疑義が表明されていること（財務諸表において、継続企業の前提に関する注記がされていることを含む）</p> <p>⑥ 当該自己資本比率規制金融機関が第八項の規定によりグレード区分がAと判定されない場合であって、かつ、前項の規定によりグレード区分がBと判定されない場合</p>	<p><b>原則</b> 150%</p> <p><b>短期</b> 150%</p>

⑥ 証券会社、保険会社等

銀行等金融機関に対して適用されるリスク・ウェイトの規定については、一定要件を満たす第一種金融商品取引業者（つまり証券会社）や保険会社に対しても準用されます。

■図表3-2-14 証券会社、保険会社など

<b>第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスク・ウェイト（第64条）</b>	
第1項	その第一種金融商品取引業者がバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける場合に限り、第六十三条の規定に従うものとする（経営管理会社についても同様）
第2項	第一種金融商品取引業者・経営管理会社が外国法令に準拠して設立され、本邦以外の国又は地域において同種類の業務を行う場合、当該第一種金融商品取引業者又は当該経営管理会社に対するエクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該国・地域の金融当局が定めるところにより判定する
<b>保険会社又は保険持株会社に対するエクスポージャーのリスク・ウェイト（第64条の2）</b>	
第1項	その保険会社又は保険持株会社がバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける場合に限り、第六十三条の規定に従うものとする
第2項	保険会社に準じる外国の者又は保険持株会社に準じる外国の者が外国法令に準拠して設立され、本邦以外の国又は地域において同種類の業務を行う場合にあっては、当該準じる者に対するエクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該国又は地域の金融当局が定めるところにより判定するものとする

新設

⑦ 法人等向けエクスポージャー

法人向けエクスポージャーについては、「法人等」の定義が設けられたほか、「無格付の場合」、「中堅中小企業等に該当する場合」、「75%リスク・ウェイト」、「45%リスク・ウェイト」、さらには「特定貸付債権（SL）」の規定などが設けられています。

■図表3-2-15 法人等向けエクスポージャーの定義とリスク・ウェイトに関する考え方

<b>法人等向けエクスポージャー（第65条）</b>		<b>外部格付が存在している場合（第65条第1項・第2項）</b>
法人等	会社	● 信用リスク区分 4-1~4-5 に従いリスク・ウェイトを判定（第1項） ● デュー・ディリジェンス分析による調整が必要（第2項）
	組合	
	信託	<b>無格付の場合（第65条第3項）</b>
	基金	● 無格付の場合のリスク・ウェイトは100% ● 中堅中小企業等向けエクスポージャーの場合は85%
	その他これらに準ずる事業体	<b>中堅中小企業等（第65条第4項）</b>
外国におけるこれらに相当するもの	● 売上高 50 億円未満の法人等 ● 当該法人等が連結財務諸表を作成している場合、および標準的手法採用行が同一グループに属するものとして管理している場合は連結の売上高 ● 卸売業など、事業規模の判断に売上高を用いることが適切ではない場合は、総資産が 50 億円未満の法人等とすることができる	
※ この定義は第4項（中堅中小企業等）、第78条第3項第1号（オフバラ項目の取引相手要件の規定）においても準用される		

■図表3-2-16 格付に応じたリスク・ウェイト（第65条第1項）

信用リスク区分	4-1	4-2	4-3	4-4	4-5
リスク・ウェイト	20%	50%	400%→75%	100%	150

※なお、デュー・ディリジェンス分析による調整が必要（第65条第2項）

■図表3-2-17 リスク・ウェイト75%要件

中堅中小企業等向けエクスポージャー 個人向けエクスポージャー	①、②の要件を満たした場合はリスク・ウェイトを75%とすることができる（第67条第1項、ただしSACCRにより与信相当額を算出するものはこの限りではない）
75%リスク・ウェイトの条件	<b>①1億円要件</b> 1の債務者に対するエクスポージャーの額が1億円以下である ※ i 不動産向けエクスポージャーについては控除する ※ ii オフ・バランス取引の与信相当額を含む ※ iii 信用リスク削減手法を適用する前のベース ※ iv 信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額は控除する
	<b>②グラニュラリティ要件</b> 1の債務者に対するエクスポージャー（※下記 i、ii の注意点あり）の額が、個人向けエクスポージャーと前号の要件を満たす中堅中小企業等向けエクスポージャーの額を合計した額の0.2%を超えないこと ※ i 不動産向けエクスポージャー等を除く ※ ii 信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額は控除する
	複数の中堅中小企業等または個人に対する信用の供与に際し、密接不可分な関係があると判断していた場合、それらを一体として「1の債務者」とみなす（第67条第4項）

■図表3-2-18 リスク・ウェイト45%要件

適格中堅中小企業等向けエクスポージャー 適格個人向けエクスポージャー	①、②の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすもののリスク・ウェイトを45%とすることができる（第67条第3項）
45%RWの条件	<b>①クレジットカードの利用に係るエクスポージャー（※）</b> 過去12ヵ月にわたり、遅滞なく、定められた時期に返済が履行されていること。 ※ 当該クレジットカードを提示して、特定の販売業者から商品もしくは権利を購入し、または特定の役務の提供の事業を営む者から有償で役務の提供を受けることにより発生する債務に係るエクスポージャーに限る
	<b>②前号に該当しないエクスポージャー（※）</b> 過去12ヵ月にわたり債務の残高が零であること ※ 契約上定められた上限の範囲内で、債務の残高が債務者の任意の判断で変動し得るエクスポージャー
	※ 適格中堅中小企業等向けエクスポージャー、適格個人向けエクスポージャーとは、第67条第1項①②のすべての条件を満たすものをいう（第67条第1項本文）

■図表3-2-19 特定貸付債権（SL）

リスク・ウェイトの適用（第65条の2第1項） 第65条（法人等向けエクスポージャー）の規定にかかわらず、特定貸付債権（下記①～③の事業に対する法人等向けエクスポージャー）のリスク・ウェイトは、当該SL向けエクスポージャーに対して付与された個別格付の信用リスク区分に応じ、第65条第1項 4-1～4-5 に定めるものとする ※ 当該特定貸付債権向けエクスポージャーの債務者に債務者信用力格付があるときは、当該債務者信用力格付をリスク・ウェイトの判定に用いない	特定貸付債権（SL）に関するリスク・ウェイト（第65条の2） ● デュー・デリジェンス分析の実施（第2項） ● SLが無格付である場合、次のリスク・ウェイトを適用（第3項） ①オブジェクト・ファイナンス向けエクスポージャー.....100% ②コモディティ・ファイナンス向けエクスポージャー.....100% ③運用段階以前のプロファイ向けエクスポージャー.....130% ④運用段階のプロファイ向けエクスポージャー.....100% ● 上記④については第4項①～⑩のすべての要件を満たす場合、80%とすることが可能（第4項） ● 上記③④の「運用段階」とは、プロジェクトを運営する事業体が契約上の残債を負うのに十分な正のネット・キャッシュ・フローを有している、など（第5項）
--	--

定義	具体的な対象物	ノンリコース性と資産・収益への支配		
特定貸付債権（SL）	① プロジェクト・ファイナンス	発電プラント、化学プラント、鉱山事業、交通インフラ、環境インフラ、通信インフラ、その他の特定事業に対する信用供与	利払・返済原資を主として当該事業からの収益に限定し、当該事業の有形資産を担保の目的としている	信用供与の条件を通じて信用供与を行った者が【①②当該有形資産、③当該商品】及び【①②当該有形資産、③当該商品】からの収益について相当程度の支配権を有している
	② オブジェクト・ファイナンス	船舶、航空機、衛星、鉄道、車両その他の有形資産の取得のための信用供与	利払・返済原資を主として当該有形資産からの収益に限定し、当該有形資産を担保の目的としている	
	③ コモディティ・ファイナンス	原油、金属、穀物その他の商品取引所の上場商品の支払準備金、在庫または売掛債権の資金調達のための短期の信用供与	利払・返済原資を主として当該商品の売却代金に限定している	

### ⑧ 不動産向けエクスポージャー

バーゼルⅢ最終化では、不動産向けエクスポージャーについてはルールが複雑化し、LTVの考え方が導入されたほか、「自己居住用不動産」、「賃貸用不動産」、「事業用不動産」、「その他不動産」、「ADC」の5つの区分が設けられました。

#### 1) LTVの考え方

■図表3-2-20 LTV比率とその要件（第68条第4項等）

**LTV比率** =  $\frac{\text{貸出金の額 (①)}}{\text{物件の価値 (②)}}$  (第68条第4項)

→ ※第2順位の場合：第1順位と第2順位のエクスポージャーを合算  
 → ※担保評価基準（下記イロハニホヘの6要件）を満たす方法で算出

① 貸出金の額…算出基準日時点の信用リスク削減手法を適用する前のエクスポージャーの額

※ ただし、抵当権が第2順位である場合には、第1順位及び第2順位の抵当権を設定している者の算出基準日時点の信用リスク削減手法を適用する前のエクスポージャーの額を標準的手法採用行の当該額に加えた額とする

② 物件の価値…信用供与の実行時点における担保に付された物件の価値を、第68条第3項第3号<イロハニホヘ>に掲げる要件を満たす方法により算出した額

※ この場合において、次のイに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、次のロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるものとする

イ 固有の事象により物件価値の永続的な減少が明らかな場合  
 ロ 増改築により物件価値が上昇する場合

第68条第3項第3号にいう「担保物件評価基準」の<イロハニホヘ>の6要件

イ 健全かつ保守的な金算定基準が設けられていること  
 ロ 信用供与に関する一連の手続から独立していること  
 ハ 債務者の返済能力または業績に大きく依存するものではないこと  
 ニ 将来において生じることが見込まれる物件価値の上昇が反映されていないこと  
 ホ 現在の物件の価値が、信用供与の期間にわたり継続することが見込まれる物件の価値に比して過大に評価されている可能性がある場合、適切な調整が行われていること  
 ヘ 物件の市場価値を取得できる場合には、当該市場価値を上回るものではないこと

■図表3-2-21 LTV比率算出に関する国内行の特例（第70条の5）

国内基準行である標準的手法採用行は次の①÷②をLTVとして用いることができる

① 貸出金の額…算出基準日時点の信用リスク削減手法を適用する前のエクスポージャーの額

※ ただし、抵当権が第2順位である場合には、第1順位及び第2順位の抵当権を設定している者の算出基準日時点の信用リスク削減手法を適用する前のエクスポージャーの額を標準的手法採用行の当該額に加えた額とする

② 物件の価値…担保に付された物件の価値を、第68条第3項第3号<イロハニホヘ>に掲げる要件を満たす方法により算出した額。なお、次のイに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、次のロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるものとする。

イ 固有の事象により物件価値の永続的な減少が明らかな場合  
 ロ 増改築により物件価値が上昇する場合

#### 2) 自己居住用不動産

■図表3-2-22 自己居住用不動産向けエクスポージャー（第68条）

自己居住用不動産向けエクスポージャー（第68条第1項①～③を満たすもの）のリスク・ウェイト（第68条）

- 適格性要件（第68条第3項①～④）を満たす場合はLTV比率の区分に応じて下表の通り（同第1項）。
- 適格性要件を満たすが抵当権が第2順位である場合はLTV50以下を除き1.25倍する（同第5項）。

LTV比率	50以下	50超60以下	60超80以下	80超90以下	90超100以下	100超
第1項の場合	20%	25%	30%	40%	50%	70%
第5項の場合	20%	31.25%	37.5%	50%	62.5%	—

● 適格性要件（第68条第3項①～④）を満たさない場合、75%とする（同第2項）

「自己居住用不動産向けエクスポージャー」の定義：次の①～③のすべてを満たすもの（第68条第1項）

- ① 個人向けの貸付けであること
- ② 抵当権が設定されている住宅が、債務者による自己居住目的であること（別荘その他これに類するものを除く）
- ③ 資金用途が住宅の建設、取得または増改築に限定されていること

■図表3-2-23 自己居住用不動産向けエクスポージャーの適格性要件（第68条第3項）

<p><b>適格性要件（第68条第3項）</b></p> <p>① 抵当権が第1順位であること&lt;※1&gt;</p> <p>② 債務者の返済能力が、適切な審査基準&lt;※2&gt;に基づいて適当であると評価されていること</p> <p>③ 信用供与の担保に付されている物件の評価が、&lt;イロハニホヘ&gt;&lt;※3&gt;の要件のすべてを満たしていること</p> <p>④ 信用供与の期間にわたり継続的に信用リスクの監視を行うために必要なすべての情報に関する文書が適切に作成されていること</p>	<p><b>&lt;注記（第68条第3項関連）&gt;</b></p> <p>1 抵当権が第2順位である場合であって、かつ、LTV比率が100以下であるときは、この限りではない</p> <p>2 適切な審査基準は、債務者の返済能力を評価するために、当該能力を測定するための指標が定義されており、かつ、当該返済能力を評価するための当該指標の水準が定められているもの</p> <p>3 イロハニホヘの6要件はLTV比率に関する解説部分を参照</p>
--	--

■図表3-2-24 国内基準行である標準的手法採用行の容認規定（第68条の2）

国内基準行である標準的手法採用行は、次のリスク・ウェイトの適用が可能（第68条の2）	
当該自己居住用不動産向けエクスポージャーが…	「適格性の要件」については第68条第3項の規定を準用する（同第3項。なお、「LTV比率が100以下である」を「当該自己居住用不動産向けエクスポージャーが抵当権により完全に保全されている」と読み替える）
① 抵当権により完全に保全されている場合（第1項第1号） ……35%	
② 抵当権により完全に保全されていない場合（第1項第2号） ……75%	
③ 適格性の要件を満たさない場合（第2項） ……75%	

3) 賃貸用不動産

■図表3-2-25 賃貸用不動産向けエクスポージャー（第69条）

賃貸用不動産向けエクスポージャー（第69条第1項①～③を満たすもの）のリスク・ウェイト（第68条）						
● 適格性要件（第69条第3項①～⑤）を満たす場合はLTV比率の区分に応じて下表の通り（同第1項）。						
● 適格性要件を満たすが抵当権が第2順位である場合はLTV50以下を除き1.25倍する（同第4項）。						
LTV比率	50以下	50超60以下	60超80以下	80超90以下	90超100以下	100超
第1項の場合	30%	35%	45%	60%	75%	105%
第4項の場合	30%	43.75%	56.25%	75%	93.75%	—
● 適格性要件（第69条第3項①～⑤）を満たさない場合、150%とする（同第2項）						
<p><b>「賃貸用不動産向けエクスポージャー」の定義：次の①～③のすべてを満たすもの（第69条第1項）</b></p> <p>① 抵当権が設定されている住宅が、賃貸に供する目的であり、かつ、資金使途が当該住宅の建設、取得又は増改築に限定されていること</p> <p>② 次のいずれにも該当しないこと</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 住宅建設又は宅地開発を主たる業務として行っている事業者に対するエクスポージャー</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ 資金使途が社宅等の建設、取得又は増改築であるエクスポージャー</p> <p>③ 返済がもたら当該住宅ローに係る不動産からの賃料その他の収入に依存していること&lt;※1&gt;</p>				<p><b>&lt;注記（第1項・第3項関連）&gt;</b></p> <p>1 返済が専ら当該住宅ローンに係る不動産からの賃料その他の収入に依存していないことを、標準的手法採用行が説明することができない場合を含む</p> <p>2 適切な審査基準については第68条第3項第2号の注記参照</p> <p>3 イロハニホヘの6要件はLTV比率に関する解説部分を参照</p>		

■図表3-2-26 賃貸用不動産向けエクスポージャーの適格性要件（第69条第3項）

<p><b>適格性要件（第69条第3項）</b></p> <p>① 抵当権が設定された物件の建設が完了していること</p> <p>② 抵当権が第1順位であること（抵当権が第2順位である場合であって、かつ、LTV比率が100以下であるときは、この限りではない）</p> <p>③ 債務者の返済能力が、適切な審査基準&lt;※2&gt;に基づいて適当であると評価されていること</p> <p>④ 信用供与の担保に付されている物件の価値の評価が、第68条第3項第3号&lt;イロハニホヘ&gt;の要件のすべてを満たしていること&lt;※3&gt;</p> <p>⑤ 信用供与の期間にわたり継続的に信用リスクの監視を行うために必要なすべての情報に関する文書が適切に作成されていること</p>
---

■図表3-2-27 賃貸用不動産向けエクスポージャーの国内基準行の例外（第69条の2）

国内基準行である標準的手法採用行は、次のリスク・ウェイトの適用が可能（第69条の2）	
当該賃貸用不動産向けエクスポージャーが…	「適格性の要件」については第69条第3項の規定を準用する（同第3項。なお、「LTV比率が100以下である」を「当該賃貸用不動産向けエクスポージャーが抵当権により完全に保全されている」と読み替える）
① 抵当権により完全に保全されている場合（第1項第1号）………75%	
② 抵当権により完全に保全されていない場合（第1項第2号）105%	
③ 適格性の要件を満たさない場合（第2項）………150%	

4) 事業用不動産

■図表3-2-28 事業用不動産関連エクスポージャー（第70条）

事業用不動産関連エクスポージャー（第70条第1項①、②を満たすもの）のリスク・ウェイト（第68条）

- 適格性要件（第70条第3項）を満たす場合はLTV比率の区分に応じて下表の通り（同第1項）。
- 適格性要件を満たすが抵当権が第2順位である場合はLTV60以下を除き1.25倍する（同第4項）。

LTV比率	60以下	60超80以下	80超
第1項の場合	70%	90%	110%
第4項の場合	70%	112.5%	—

- 適格性要件（第70条第3項）を満たさない場合、150%とする（同第2項）

「事業用不動産関連エクスポージャー」の定義：次の①、②のすべてを満たすもの（第70条第1項）

- ① 信用供与の目的とする不動産に抵当権その他の担保権が設定されていること
- ② 返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存していること（返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存していないことを、標準的手法採用行が説明することができない場合を含む）

適格性要件（第70条第3項）

- 適格性要件に関しては「賃貸用不動産向けエクスポージャー」の適格性要件（第69条第3項①～⑤）を準用する
- 「抵当権が第2順位」の要件については「担保権が抵当権である場合であって、当該抵当が第2順位」と読み替える
- 「LTV100」の記述は「LTV80以下」と読み替える

5) その他不動産／ADC

■図表3-2-29 その他不動産関連エクスポージャー（第70条の2）

<p>その他不動産関連エクスポージャー（下記を満たしているもの）のリスク・ウェイトは60%とすることができる（第70条の2第1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第70条の2第1項①～③の要件を満たしていること                     <ol style="list-style-type: none"> <li>① 自己居住用不動産向けエクスポージャー、賃貸用不動産向けエクスポージャー、事業用不動産関連エクスポージャーではないこと</li> <li>② 信用供与の目的とする不動産に抵当権が設定されていること</li> <li>③ LTV比率が60以下であること</li> </ol> </li> <li>● 不動産の建設、取得または運用を目的とするエクスポージャーであること</li> <li>● 適格性要件のすべてを満たしていること</li> </ul>	<p>＜適格性要件＞（第70条の2第2項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第69条第3項の規定を準用する</li> <li>● ただし、「抵当権が第2順位である場合であってLTV比率が100以下であるときは」は「抵当権が第2順位である場合は」と読み替える</li> </ul>
---	--

■図表3-2-30 ADC向けエクスポージャー

<p>ADC向けエクスポージャー（下記を満たしているもの）のリスク・ウェイトは150%とする（第70条の3）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 土地の取得、開発及び建物の建築のための信用供与であること</li> <li>● 信用供与の実行日において当該信用供与の返済原資が当該不動産の不確実な売却または相当程度に不確実なキャッシュ・フローに基づいていること</li> <li>● 当該不動産の所在地における同様な不動産の使用割合に満たない場合を含む</li> </ul> <p>※ 「計画の承認が得られていない林地及び立木」「計画の承認の申請を行う予定がない林地及び立木」「農地の取得のための信用供与である場合」はこの限りではない</p>
<p>下記を満たすADC向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは100%とすることができる（第70条の4）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第70条の4第1項①～④を満たすもの                     <ol style="list-style-type: none"> <li>① 信用供与の目的とする不動産が居住の用に供する目的の不動産であること</li> <li>② 信用供与の目的とする不動産について、法的に有効な事前の販売契約又は賃貸契約が締結されていること</li> <li>③ 信用供与の目的とする不動産に係る事前の販売契約又は賃貸契約に基づく払込額が契約金の総額の大半に達していること</li> <li>④ ③の払込額は、契約が解除された場合において返金を要しないこと</li> </ol> </li> <li>● 適格性要件（第69条第3項を準用）を満たしていること（ただし、「抵当権が第2順位でLTV比率が100以下の場合」に関する規定は準用しない）</li> </ul>

⑨ 劣後債、株式等

劣後債、株式等については一律のリスク・ウェイトが設けられています。

■図表3-2-31 劣後債、株式等（第75条の2、第76条）

<b>劣後債、株式等のリスクウェイト（第75条の2、第76条第1項）</b>	
劣後債権その他資本性証券のエクスポージャー（第75条の2）	150%
株式および株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー（第76条第1項）	
● 投機的な非上場株式に対する投資（同第1号）	400%
● 前号に該当しない投資（同第2号）	250%

**「株式と同等の性質を有するもの」とは、次に掲げるもの（第76条第2項）**

- ① 次に掲げる性質のすべてを有するもの
  - イ 償還されないこと
  - ロ 発行体の債務を構成するものではないこと
  - ハ 発行体に対する残余財産分配請求権または剰余金配当請求権を付与するものであること
- ② 金融機関のTier1資本の額またはコア資本に係る基礎項目の額に算入される資本調達手段と同様の仕組みの金融商品
- ③ 発行体の債務を構成する金融商品であって、＜イロハニ＞に掲げる性質のいずれかを有するもの（※右参照）
- ④ 返済額が株式からの収益に連動する債務、株式の保有と同様の経済的効果をもたらす意図の下に蘇生された債務、有価証券、派生商品取引その他の金融商品

**第76条第2項第3号＜イロハニ＞の具体的内容**

- イ 発行体が当該債務の支払を無期限に繰り延べることができること
- ロ 発行体による一定数の①②に掲げる金融商品の発行により債務を支払うことが条件とされていること、または発行体が一定数の①②に掲げる金融商品の発行により債務の支払に充当することができること
- ハ 発行体による不特定数の①②に掲げる金融商品の発行により債務を支払うことが条件とされており、かつ、他の条件が同じ場合は債務額の変動が一定数の①②に掲げる金融商品の額に連動するものであること、または発行体の裁量で当該支払方法を選択できること
- ニ 当該金融商品の保有者が①②に掲げる金融商品による弁済を要求する選択権を有すること（ただし当該金融商品が債務と同等の性質を有するものとして取引されている場合、または債務として扱うことが適当であると認められる場合を除く）

**投機的な非上場株式…次のいずれかの非上場株式投資をいう（第76条第3項）**

- ① 短期的な売買により譲渡益を取得することを期待する非上場株式投資
  - ② 金融市場における相場その他の指標に係る価格変動を伴い、かつ、長期的にトレンド以上の多額の譲渡益または利益を取得することを想定する非上場株式投資
- ※ただし、当該非上場株式投資が長期的な顧客取引の一部である場合、または企業再生を目的とするものである場合は、この限りではない

⑩ カバードボンド

■図表3-2-32 カバードボンド向けエクスポージャーが無格付である場合

カバード・ボンド向けエクスポージャーが無格付である場合には、そのリスク・ウェイトは、当該カバード・ボンド向けエクスポージャーの発行体である自己資本比率規制金融機関のリスク・ウェイトの区分に応じ、次のとおりとする（発行体のリスク・ウェイトはデュ・ディリジェンスの分析結果を踏まえた値とする）

発行体のRW	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%
RW	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%

⑪ おもな経過措置

■図表3-2-33 資本フロア、株式のリスク・ウェイト等（附則第5条・第10条等）

	2023/3/31 からの1年間	2024/3/31 からの1年間	2025/3/31 からの1年間	2026/3/31 からの1年間	2027/3/31 からの1年間	2028/3/31 からの1年間
資本フロア	50%	55%	60%	65%	70%	経過措置終了
投機的な非上場株式のRW	100%	160%	220%	280%	340%	経過措置終了
上記以外の株式のRW	100%	130%	160%	190%	220%	経過措置終了
投機的な非上場株式のRW（国内行）		100%	160%	220%	280%	340%
上記以外の株式のRW（国内行）		100%	130%	160%	190%	220%

### (3) マーケット・リスク

#### ① トレーディング勘定の設置

バーゼルⅢ最終告示案では、一定要件を満たす場合にはトレーディング勘定の設置が要求されます。

■図表3-3-1 マーケットリスクの算出対象義務に外国為替ポジションルールを追加

従来のマーケット・リスク算出適用除外規定に追加された項目	
<p><b>第4条第1号・第2号（共通）</b></p> <p>□ 外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額のうち最も大きい額が1000億円未満であり、かつ、直近の期末の信用リスク・アセット等&lt;※&gt;の10%未満であること</p> <p>二 算出基準日が期末である場合には、外国為替リスク・カテゴリーのネット・ポジションの額が1000億円未満であり、かつ、信用リスク・アセットの額等&lt;※&gt;の10%未満であること</p>	<p><b>&lt;※&gt;第4条第1号・第2号（ロ・ニ）について</b></p> <p>(1) 信用リスク・アセットの額</p> <p>(2) オペリスク相当額÷8%</p> <p>(3) 外国為替リスクのネット・ポジションの最大額または期末の外国為替リスクのネット・ポジションの額</p>

■図表3-3-2 トレーディング勘定

トレーディング勘定に分類されるもの	トレーディング勘定への分類基準等（第11条の3、第22条の3など）
<p><b>&lt;第1項&gt;トレーディング目的で保有する商品</b> トレーディング目的（次の①～④の目的で保有する商品）はトレーディング勘定に分類する</p> <p>① 短期間の再売却目的</p> <p>② 金融商品市場における相場その他の指標に係る短期の価格変動からの利益の獲得目的</p> <p>③ 市場間の裁定取引による利益の獲得目的</p> <p>④ ①～③の目的のいずれかで保有している商品から生じるリスクのヘッジ目的</p>	<p><b>&lt;※1&gt;第2項でトレーディング勘定から除かれるもの</b></p> <p>① 非上場株式</p> <p>② 証券化のための裏付け資産にする予定の商品</p> <p>③ 直接に保有する不動産</p> <p>④ 個人向けエクスポージャー、中堅中小企業向けエクスポージャー</p> <p>⑤ ファンドへの出資（第3項②に掲げるものを除く）</p> <p>⑥ 上記①～⑤の商品を原資産とする派生商品取引またはファンド</p> <p>⑦ ①～⑥の商品から生じるリスクをヘッジする目的で保有する商品</p>
<p><b>&lt;第2項&gt;特定取引等商品</b> 特定取引等商品（特定取引資産または特定取引負債）はトレーディング勘定に分類する&lt;※1&gt;</p>	
<p><b>特定取引等商品以外の商品</b></p> <p><b>&lt;第3項の商品&gt;</b></p> <p>① マーケット・メイクに係る業務のために保有する商品</p> <p>② ファンドへの出資&lt;※2&gt;</p> <p>③ 上場株式</p> <p>④ トレーディング業務に係るレポ形式の取引</p> <p>⑤ オプション</p>	<p><b>&lt;※2&gt;第3項②のファンドの条件</b> 次のイ、ロのいずれかに該当するものに限る</p> <p>イ 当該ファンドの構成銘柄につきルックスルー可能であり、かつ、独立した第三者により検証された十分な情報を取得していること</p> <p>ロ 銀行が当該ファンドの市場価額を日次で入手しており、かつ、当該ファンドの運用基準およびマーケットリスク相当額に関する情報を取得していること</p>
<p><b>&lt;第4項の商品&gt;</b></p> <p>① コリレーション・トレーディングのポートフォリオに含まれる商品</p> <p>② 信用リスク又は株式リスクを有する商品のうち、ショート・ポジションのもの&lt;※3&gt;</p> <p>③ 引受け業務から生じる商品</p>	
<p><b>&lt;第6項の商品&gt;</b> 銀行は、商品を売却すること及び商品のリスクをヘッジすることに関して他の法令に別段の定めのない限り、当該商品をトレーディング勘定に含めることができる</p>	<p><b>&lt;※3&gt;第4項②の条件</b> 次のイ、ロのいずれかに該当するもの</p> <p>イ ヘッジ対象となるロング・ポジションが存在せず、個別の商品又は複数の商品の組合せにより、ネット・ショート・ポジションとなっているポジション</p> <p>ロ ヘッジ対象となるロング・ポジションに対して、ヘッジ手段として利用される商品のショート・ポジションがオーバーヘッジとなっているポジション</p>
<p><b>会計処理&lt;第7項&gt;</b> 銀行は、トレーディング勘定に分類する商品のうち、会計上で公正価値評価が求められているものについては、公正価値を日次で計測し、評価損益を認識するものとする。</p>	
<p><b>&lt;第5項&gt;※特定取引勘定設置行ではない場合</b> 第2項、第3項の規定は特定取引勘定設置銀行以外の銀行がトレーディング勘定に商品を分類する場合に準用する（必要な技術的読み替え等は第5項参照）</p>	

## ② バンキング勘定

■図表3-3-3 バンキング勘定に分類するケース

トレーディング勘定に分類される商品以外の商品は、バンキング勘定に分類するものとする	
<p><b>＜第2項＞バンキング勘定に分類できる場合</b> 前条第3項の規定にかかわらず、同項の規定によりトレーディング勘定に分類された商品＜※1＞のうち、トレーディング目的以外の目的で保有するものについては、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、バンキング勘定に分類することができる</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ＜※1＞「前条第3項」の商品</li> <li>● ① マーケット・メイクに係る業務のために保有する商品</li> <li>● ② (一定条件を満たす) ファンドへの出資</li> <li>● ③ 上場株式</li> <li>● ④ トレーディング業務に係るレボ形式の取引</li> </ul>
<p><b>＜第3項＞バンキング勘定に分類する場合</b> 次のいずれかに該当する銀行は、すべての商品をバンキング勘定に分類するものとする</p> <p>① マーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合</p> <p>② 特定取引勘定設置銀行、かつ、簡易的方式採用行であるものが、第4条第1号イ及びハに掲げる条件＜※2＞を満たす場合</p> <p>③ 特定取引勘定設置銀行以外の銀行、かつ、簡易的方式採用行であるものが、第4条第2号イ及びハに掲げる条件＜※2＞を満たす場合</p> <p>④ 直近の算出基準日において、トレーディング勘定に分類した商品がない場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ＜※2＞「第4条第1号」の規定（イ、ハのみ抽出）</li> <li>● 次の各号に掲げる銀行の区分に応じ、当該各号に定める場合には、第2条各号及び第2条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額（以下「マーケット・リスク相当額に係る額」という。）を算入しないことができる。</li> <li>● イ 直近の期末＜略＞から自己資本比率の算出を行う日＜略＞までの間における特定取引勘定の資産（証券化取引を目的として保有している資産及び第270条の3の3、第270条の3の4又は第270条の4の7に規定するCVAリスク相当額の算出に反映された取引を除く。以下同じ。）及び負債の合計額のうち最も大きい額が、1000億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の10%に相当する額未満であること。</li> <li>● ハ 算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日における特定取引勘定の資産及び負債の合計額が、1000億円未満であり、かつ、当該算出基準日における総資産の10%に相当する額未満であること。</li> </ul>

## ③ 外国為替リスクの計算

■図表3-3-4 外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額の算出方法(第296条の2)

外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額の算出方法は、次の①～③による	
<p>① 通貨ごとに、次に掲げる項目を合計する＜※1＞</p> <p>イ ネット直物ポジションの額</p> <p>ロ ネット先物ポジションの額</p> <p>ハ 実行を求められることが確実な保証等であって求償しても回収見込みがないものの額</p> <p>ニ ロに該当するもの以外の将来発生する受取額または支払額であって、すでに完全にヘッジが行われているものの額</p> <p>ホ その他為替損益の額</p>	<p>＜※1＞</p> <p>ただし、金のポジションについては、標準的な測定単位（オンス）で表示し、円に換算してネット・ポジションの額を算出するものとし、連結子法人等及び支店については、内部管理上保有することができる外国為替持高の限度額をネット・ポジションの額とみなすことができるものとする</p>
<p>② 上記①で算出した通貨ごとのネット・ポジションの額をロング・ポジションとショート・ポジションの別に分けてそれぞれについて合計する</p>	<p>＜※2＞ネット直物ポジションとは？</p> <p>未収利息及び未払利息を含む通貨ごとの資産と負債の差額をいう</p>
<p>③ 次のイ及びロを合計し、全体のネット・ポジションの額を算出する</p> <p>イ ②で得られたすべての通貨のロング・ポジションの額の合計額またはショート・ポジションの額の合計額のいずれか大きい額</p> <p>ロ 金のネット・ポジションの額</p>	<p>＜※3＞ネット先物ポジションとは？</p> <p>先物為替取引（※通貨スワップの元本のうち直物ポジションに含まれないものを含む）の将来受取額と将来支払額の差額をいう</p>

④ 【参考】 現行のルール

■図表3-3-5 自己資本比率の計算式

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{総自己資本の額【国際統一基準行】または自己資本の額【国内基準行】}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額} + \text{マーケット・リスク相当額の合計額} \div 8\% + \text{オペレーショナル・リスク相当額の合計額} \div 8\%}$$

(出所) 当社作成

⑤ マーケット・リスク相当額不算入の特例

日本の銀行告示上、マーケット・リスク相当額には不算入の特例が設けられています。

■図表3-3-6 マーケット・リスク相当額不算入の特例

項目	要件 (抜粋)	備考
算出基準日における1000億円/10%基準	直近の期末(中間期末を含む)から自己資本比率の算出を行う日(算出基準日)までの間における ● 特定取引勘定の資産及び負債の合計額のうち最も大きい金額が1000億円未満であり、かつ、 ● 直近の期末の総資産の10%未満であること	● 特定取引資産からは証券化取引を目的として保有している資産、CVAリスク相当額の算出に反映された取引等を除く ● 特定取引勘定設置銀行以外の銀行は「特定取引勘定の資産」を「商品有価証券勘定」、「特定取引勘定の負債」を「売付商品債券勘定」と読み替える
期末日における1000億円/10%基準	算出基準日が期末の場合、当該算出基準日における特定取引勘定の資産及び負債の合計額が1000億円未満であり、かつ、当該算出基準日における総資産の10%未満であること	
算入実績がないこと	直近の算出基準日において自己資本比率の計算式にマーケット・リスク相当額を算入していないこと	—

(出所) 銀行告示第4条、第16条、第27条、第39条

また、「特定取引」の定義は銀行法施行規則第13条の6の3第2項に列挙されています。

図表7-1-6 特定取引の範囲

該当号	銀行法施行規則の記載内容抜粋	
本文	銀行が金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの	
第1号	有価証券の売買及び有価証券関連デリバティブ取引(但し一定の制約あり)	有価証券とは「国債等(国債、地方債又は政府保証債)」、「資産流動化法上の特定社債券・優先出資証券等」、「社債券」をいう
第2号	国債等の引受け	発行に際して当該国債等の全部又は一部につき他にこれを取得する者がいない場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る
第3号	「資産流動化法上の特定社債券・優先出資証券等」、「社債券」の引受け	発行に際して当該証券等の全部又は一部につき他にこれを取得する者がいない場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る
第4号	金銭債権の取得又は譲渡	金銭債権とは、譲渡性預金の預金証書、コマーシャル・ペーパー、貸付債権信託の受益権証書、円建銀行引受手形等
第4号の2	短期社債等の取得又は譲渡	—
第5号	店頭デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの	
第7号	先物外国為替取引	
第10号	商品デリバティブ取引	
第11号	算定割当量に係る金融等デリバティブ取引(銀行法施行規則第13条の2の3第1項第2号)	
第13号	一定のオプション取引(銀行法施行規則第13条の2の3第1項第3号)	
第14号	銀行法第10条第2項第16号の規定により営むことができる有価証券関連店頭デリバティブ取引	
第15号	銀行法第11条第2号(付随業務)に係る有価証券の売買又は引受け及び有価証券関連デリバティブ取引	
第16号	銀行法第11条第4号の業務に係る算定割当量の取得又は譲渡	
第17号	その他、当該取引又は市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引に類似し、又は密接に関連する取引	

(出所) 銀行法施行規則第13条の6の3第2項をもとに当社抜粋・要約

⑥ 【参考】GHOSプレス・リリース

中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（GHOS）は2016年1月11日付のプレス・リリースで、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）によるマーケット・リスクに掛かる新たな規制枠組みを承認したと公表しました（図表7-2-1）。

図表7-2-1 GHOSによるプレス・リリースの骨子

BCBSの上位機関であるGHOSは、1月10日、マーケット・リスクに係る新たな規制枠組みを承認 ⇒ マーケット・リスクに関する基準の抜本的見直しはバーゼルⅢの改革における主要な要素の一つ
<p>&lt;2019年に適用が開始される新たな規制枠組みにおける主な改善点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 銀行勘定とトレーディング勘定の境界の見直しにより、規制裁定の余地を縮小</li> <li>● 内部モデル方式の見直しにより、より整合的かつ包括的にリスクを補足</li> <li>● 内部モデルの承認プロセスを改善したほか、ヘッジ及びポートフォリオ分散効果をより保守的な形で認識</li> <li>● 標準的方式の見直しにより、内部モデル方式の信頼できるフォールバック及びフロアとして機能させ、かつ銀行及び地域間でのマーケット・リスクの報告の整合性及び比較可能性の向上を促進</li> </ul>
GHOSは、BCBSが、リスク・アセットの計測における過度なばらつきの問題を解消するための作業を2016年末までに完了させることについて合意した
<p>&lt;2016年末までの作業計画&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定のリスクに係る内部モデル手法の廃止（オペレーショナル・リスクにおける先進的計測手法の廃止等）についての市中協議</li> <li>● 信用リスクに係る内部モデルの利用について、特にフロアの使用を通じた追加的な制約についての市中協議</li> </ul>
GHOSは、リスク・ベースの（自己資本比率）規制枠組みと資本フロアのデザイン及び水準調整に係るBCBSの提案を、2016年末頃に検討する予定で、BCBSは今年中に定量的影響度調査を行う予定。
GHOSはレバレッジ比率について、Tier 1資本による自己資本の定義に基づき、最低水準を3%とすべきことについて合意し、グローバルなシステム上重要な銀行に対する追加的な要件についても議論を行った ⇒ 2018年1月1日までにレバレッジ比率を第1の柱として実施するために十分な時間を確保すべく、2016年中に水準調整を最終化する予定

（出所） 日本銀行による仮訳（[http://www.boj.or.jp/announcements/release\\_2016/data/rel160112a.pdf](http://www.boj.or.jp/announcements/release_2016/data/rel160112a.pdf)）

プレス・リリースの骨子は図表7-2-2の通りです。

図表7-2-2 GHOSによる2016年1月11日付プレス・リリースの骨子

分野	ステータス	期日
マーケット・リスク規制	最終規則の承認が終了	2019年から適用を開始
信用リスク・アセットの過度なばらつき	これから市中協議を実施	2016年末までに作業を完了
資本フロア	定量的影響度調査とBCBSの提案	2016年末にBCBS提案を検討
レバレッジ比率の最終的なデザインと水準調整	最低水準を3%にすると合意 G-SIBsに対する追加要件検討	2016年中に水準調整を完了 2018年1月以降「第1の柱」として実施

（出所） GHOSプレス・リリースより当社作成

## 最新金融規制動向（自己資本比率編）

### 当社について

商号 合同会社新宿経済研究所  
代表 岡本 修（代表社員社長・公認会計士）  
住所 〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-31-7-804  
TEL 03-5341-4901  
FAX 03-5341-4960  
当社メールアドレス info@shinjuku-keizai.com

### 著者紹介

岡本 修（おかもと おさむ） 当社代表社員社長

#### 【略歴】

1998年 慶応義塾大学商学部卒業、国家公務員採用一種試験（経済職）合格  
2000年 中央青山監査法人入社、会計士補開業登録  
2002年 朝日監査法人（現・あずさ監査法人）入社 4年間、金融機関の証券取引法監査等に従事  
2004年 公認会計士開業登録  
2006年 みずほ証券株式会社入社 9年間、マーケット・セクションにて金融機関のソリューション営業に従事  
2015年 合同会社新宿経済研究所 設立（現在に至る）、株式会社 Stand by C 顧問に就任

#### 【著書】

『金融機関のための金融商品会計ハンドブック』東洋経済新報社、2012年  
『外貨建投資・ヘッジ戦略の会計と税務』中央経済社、2015年  
『ファンド投資戦略の会計と税務』中央経済社、2017年  
『デリバティブ投資戦略の会計実務』中央経済社、2017年  
『すらすら金融商品会計』中央経済社、2018年

（以上、単著）

『金融マンのためのこれ一冊でわかるデリバティブ・証券化商品入門』東洋経済新報社、2008年  
『詳解バーゼルⅢによる新国際金融規制』中央経済社、2012年  
『国内行向けバーゼルⅢによる新金融規制の実務』中央経済社、2014年  
（以上、共著）

#### 【新聞・雑誌寄稿】

中央経済社『旬刊経理情報』、『企業会計』、金融ファクシミリ新聞『複眼』など